

第 2 編

災害予防計画

第2編 災害予防計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 災害予防計画の目標	
第2款 災害予防計画の構成	
第2章 災害対策に関する防災基盤の整備	3
第1節 水害防止施設等の整備	3
第1款 河川施設の整備	
第2款 ため池の整備	
第3款 井堰・頭首工の管理	
第2節 地震観測施設の整備	8
第3節 建築物等の耐震性の確保	8
第1款 公共施設対策	
第2款 一般建築物対策	
第4節 地盤災害の防止施設等の整備	10
第1款 法指定区域の整備	
第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備	
第3款 宅地造成等の規制	
第4款 災害危険区域の対策	
第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業	
第5節 交通関係施設の整備	11
第1款 道路防災対策の推進	
第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	
第6節 ライフライン関係施設の整備	13
第1款 ライフライン事業者との連携	
第2款 水道施設等の整備	
第3款 下水道施設等の整備	
第7節 避難設備の整備	14
第8節 事業の活用による防災基盤の整備	15
第1款 地震防災緊急事業	
第2款 地方債	
第3章 災害応急対策への備え	18
第1節 組織体制の整備	18
第1款 防災組織体制のあり方	
第2款 防災機関との連携	
第3款 地域組織との協働	
第4款 応急対策業務のマニュアル化	
第2節 職員研修と訓練の実施	19
第1款 職員研修	
第2款 防災訓練	
第3節 相互応援体制の確立	20
第1款 国や県、他市町村との連携	
第2款 民間事業者との連携	
第3款 応援・受援体制の整備	
第4款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備	
第4節 情報通信機器の活用と整備	26
第1款 情報収集用の通信機器	
第2款 情報発信用の通信機器	

第3款	機器によらない情報収集	
第4款	その他の情報収集手段	
第5款	住民への情報伝達手段	
第5節	防災拠点の整備	29
第1款	災害対策本部	
第2款	地域防災拠点	
第3款	広域防災拠点	
第4款	コミュニティ防災拠点	
第5款	物資の一時集積場所	
第6款	重要施設の防災対策	
第6節	防災資機材の整備	31
第1款	水防資機材	
第2款	救助用資機材	
第3款	被災者用資機材	
第7節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	32
第1款	災害ボランティアの定義等	
第2款	ボランティア団体等との連携強化	
第3款	災害時のボランティア受入体制の整備	
第4款	災害ボランティアコーディネーターの養成	
第5款	災害時のボランティアに関する啓発	
第6款	ボランティア団体の支援体制等	
第8節	備蓄、調達体制の整備	33
第1款	家庭内備蓄の推進	
第2款	食料及び生活必需品の公的備蓄	
第3款	応急給水	
第4款	衛生物資	
第9節	緊急輸送体制の整備	37
第1款	緊急輸送道路ネットワークの形成	
第2款	緊急交通路の事前指定	
第3款	ヘリコプターの臨時離着陸場適地の活用（再掲）	
第10節	災害医療システムの整備	41
第1款	家庭内備蓄の推進（再掲）	
第2款	災害対応病院の指定	
第3款	公立穴栗総合病院の運営	
第4款	広域医療体制の確立	
第5款	災害救急医療体制の整備	
第6款	医療救護所の設置	
第11節	家屋被害認定士制度の整備	43
第1款	家屋被害認定士	
第2款	被災宅地危険度判定制度	
第12節	廃棄物対策の充実	44
第1款	災害廃棄物処理計画の策定	
第2款	応援体制の整備	
第13節	要配慮者対策への備え	45
第1款	要配慮者対策の方針	
第2款	避難行動要支援者名簿の整備	
第3款	個別避難計画の整備	
第4款	情報伝達体制の整備	
第5款	避難所における支援	
第14節	要配慮者利用施設の避難確保対策	51
第1款	要配慮者利用施設の管理者等の義務	
第2款	要配慮者利用施設への連絡体制の充実	

第15節 避難行動のあり方と避難所の選定	51
第1款 避難行動のあり方	
第2款 避難所の選定	
第3款 在宅避難者対策	
第4款 避難者の受入れ	
第5款 避難所管理運営体制の整備	
第6款 施設、設備の整備	
第7款 避難所運営組織の育成	
第8款 避難所運営マニュアルの作成	
第9款 感染症に対応した適切な避難対策	
第10款 避難情報の発令対策	
第16節 水防対策等の充実	55
第1款 雨水出水浸水想定区域の指定・公表	
第2款 要配慮者利用施設に対する対応	
第3款 住民への周知	
第4章 住民参加による防災力の向上	56
第1節 防災知識の普及	56
第1款 住民が備えるべき事項	
第2款 職員が習熟すべき事項	
第3款 児童生徒に対する防災教育	
第2節 自主防災組織の育成	57
第1款 実施機関	
第2款 自主防災組織の取組	
第3節 消防団の育成	61
第1款 基本的方針	
第2款 活動	
第3款 育成強化対策	
第4節 企業との連携	62
第1款 企業が果たすべき役割	
第2款 事業所の自衛防災組織	
第3款 市の役割	
第5節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進	63
第1款 通勤・通学・帰宅困難者等への支援	
第2款 普及啓発	
第5章 大規模事故等の災害予防対策	65
第1節 雪害の予防対策	65
第2節 大規模火災の予防対策	66
第1款 火災に強いまちづくり	
第2款 火災に対する建築物の安全化	
第3款 消防施設等の整備強化	
第4款 火災予防対策	
第3節 危険物等の事故の予防対策	67
第1款 危険物の保安対策	
第2款 火薬類の保安対策	
第3款 毒物・劇物の保安対策	
第4款 ガスの保安対策	
第4節 道路災害の予防対策	70
第1款 道路交通における安全のための情報伝達体制の整備	
第2款 雑踏事故の予防	
第5節 原子力事故の予防対策	71

- 第1款 原子力災害等に関する法令
- 第2款 緊急時モニタリング体制の整備
- 第3款 救援・救護活動体制の整備
- 第4款 住民等への広報体制の整備
- 第5款 原子力防災に関する知識の普及啓発

第6章 大規模広域災害時の受入対策	79
第1節 避難対策	79
第2節 組織体制	79
第3節 原子力災害時の受入れ	79

第 1 章 基本方針

自然災害に動じないまちづくりには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が、それぞれの役割を担う必要がある。社会のさまざまな主体が協働して被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

本災害予防計画は、災害市強靱化計画をふまえ、日頃から安全な地域社会を形成することにより、被害を最小限に抑えるため、また、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、事前の準備を行うための計画である。

第 1 款 災害予防計画の目標

本災害予防計画は、次の 3 つの目標を達成するための計画である。

- 1 安全で安心できるまちをつくる
- 2 災害への備えをつくる
- 3 自助、共助による防災力を高める

第 2 款 災害予防計画の構成

前款に掲げた目標を達成するための本災害予防計画の構成は、次のとおりである。

1 災害対策に関する防災基盤の整備…第 2 章

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧が図られる「安全・安心のまちづくり」を進めるため、次の事項を中心に防災基盤の整備内容等を明示する。

- (1) 水害防止施設等の整備
- (2) 地震観測施設の整備
- (3) 建築物等の耐震性の確保
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通関係施設の整備
- (6) ライフライン関係施設の整備
- (7) 避難設備の整備
- (8) 事業の活用による防災基盤の整備

2 災害応急対策への備え…第 3 章

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開できるよう、行政が業務体制の確保をはじめとする平時から備えるべき防災組織体制や連絡体制、備蓄物資などを明示する。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 職員研修と訓練の実施
- (3) 相互応援体制の確立
- (4) 情報通信機器の活用と整備
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 防災資機材の整備
- (7) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (8) 備蓄、調達体制の整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 災害医療システムの整備
- (11) 家屋被害認定士制度の整備
- (12) 廃棄物対策の充実
- (13) 要配慮者対策への備え
- (14) 要配慮者利用施設の避難確保対策
- (15) 避難行動のあり方と避難所の選定
- (16) 水防対策の充実

3 住民参加による防災力の向上…第4章

災害は必ずやってくることを認識し、正しい情報の取得と経験を積み重ね、だれもが自分の身は自分で守るための知識と備え、行動力を身に付ける。また、消防団や自主防災組織などが中心となり、地域が減災に取り組む。「自助」と「共助」の精神の醸成を図る取組を示す。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 消防団の育成
- (4) 企業との連携
- (5) 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

4 大規模事故等の災害予防対策…第5章

- (1) 雪害の予防対策
- (2) 大規模火災の予防対策
- (3) 危険物等の事故の予防対策
- (4) 道路災害の予防対策
- (5) 原子力事故の予防対策

5 大規模広域災害時の受入対策…第6章

- (1) 避難対策
- (2) 組織体制
- (3) 原子力災害時の受入

第2章 災害対策に関する防災基盤の整備

被害を防止し、又は最小限に抑えるために必要な水害防止施設や建築物の耐震性の確保など、防災基盤のあり方と現状を示す。

第1節 水害防止施設等の整備

本市の河川は、市域の東部を南北に貫流する一級河川揖保川と、西部を南北に貫流する二級河川千種川に、引原川をはじめとする大小の支流が注いでいる。市の北部の源流から中流域は流れが急流である。山間部では土石流による災害が、南部の平坦地では本流の溢水による洪水が発生する危険性があり、十分な警戒態勢を整える必要がある。

以下に、被害の軽減に効果のある河川施設や情報機器などの整備状況、またその拡充施策を示す。

第1款 河川施設の整備

1 引原ダム

揖保川上流の引原川には、昭和33年に洪水調節が行える引原ダム（洪水調節・発電・工業用水・不特定かんがい）が整備されている。その治水容量は5,650,000 m^3 、東京ドーム約5個分の容積になる。梅雨時期や台風シーズンなど、水位の上昇が予測される場合は、速やかに光都土木事務所と連携し、予備放流の状況や実況水位、今後の放流予測などの確認を行う必要がある。

また、気候変動の影響により、近年、豪雨災害が頻発化・激甚化していることから、ダムの貯水容量拡大や放流設備増強等、既設ダムを有効活用する「ダム再生」により、更なる治水安全度の向上に取り組み、揖保川流域における浸水被害を軽減する。

（1）引原ダムの洪水調節水位等の基準

名称	標高水位	備考（放流ゲートの高さは464.0m）
ダム天端	475.00m	
上限水位	474.00m	
サーチャージ水位（洪水時満水位）	473.70m	総貯水容量21,950千 m^3 ・有効貯水容量18,400千 m^3
ただし書き操作開始水位	472.50m	
常時満水位（10月～翌6月）	472.00m	
常時満水位（7月～9月）	471.00m	
予備放流水位（11月～翌5月）	470.00m	
予備放流水位（6月・10月）	468.30m	
予備放流水位（7月～9月）	467.20m	473.70mサーチャージ水位との差が治水に用いられる。治水容量は5,650千 m^3
発電最低水位	445.00m	472.00m常時満水位（10月～翌6月）との差が利水に用いられる。利水容量は16,800千 m^3
堆砂位	440.00m	

(2) 引原ダムの諸元

設置 河川名	位置	目的	堤高 (m)	集水面積 (k m ²)	湛水面積 (k m ²)	総貯水 容量 (千 k m ³)	洪水調節 方式
引原川	波賀町 日ノ原	治水・工業用水・ 水力発電・かんがい	66.0	48.2	0.88	21,950	不定率

2 河川堤防

揖保川の下流域では順次、河川整備計画に基づき川改修が進められているが、洪水時に注意を要する重要水防箇所は、揖保川と引原川をあわせて85か所（令和6年4月1日時点・国県とも・詳細は資料編に掲載）存在する。平成21年台風第9号では、揖保川の最上流域である一宮町倉床から下流の山崎町宇原まで、いたるところで溢水（浸水実績図は第1編総則に掲載）が確認された。

市は洪水による被害を軽減させるため、洪水浸水想定区域や広域避難所などを示したハザードマップを作成し住民に周知するほか、国や県に計画的な堤防の整備と、河川の浚渫を要請する。

3 排水樋門

揖保川の一宮町域と山崎町域には、洪水時に内水と外水を調整する排水樋門が、以下の表に示すとおり12か所整備されている。樋門の操作は業務を委託する地元消防団や自治会の操作員が行う。なお、樋門の点検は5月～10月が月2回、11月～翌4月が月1回行うものとする。

排水樋門の諸元

名称	操作受託団体	所管	構造等
大西排水樋門	消防団 東市場部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
名畑排水樋門	消防団 須行名部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.80m×1.80m×1門
嶋田排水樋門	消防団 嶋田部	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
出合排水樋門	嶋田自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.40m×2.40m×1門
七社排水樋門	嶋田自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
クラカケ排水樋門	嶋田自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 3.00m×3.00m×2門
須賀沢排水樋門	須賀沢自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
川戸下流樋門	川戸自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・浮体構造起伏ゲート 4.10m×2.336m×2門
川戸排水樋門	川戸自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.30m×1門
下宇原排水樋門	下宇原自治会	宍粟市建設課	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.25m×1.25m×1門
宇原谷川排水樋門	下宇原自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.50m×3.70m×2門
鶴木排水樋門	鶴木自治会	兵庫県 龍野土木事務所	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.50m×1.50m×1門

4 量水標

量水標は市内に8か所（令和6年3月31日時点）整備されている。
市が避難情報の発令に用いる河川水位情報は、第3編の風水害応急対策計画に示す。

量水標の設置状況（令和6年3月31日時点）

河川名	名称	水位設定（m）				一般公開	所在地	所管
		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険			
引原川	石亀	—	—	—	—	○	波賀町鹿伏	兵庫県 龍野土木事務所
引原川	上野	2.00	2.80	—	—	○	波賀町上野	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	西深	2.50	3.30	—	—	○	一宮町西深	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	三軒家	2.00	3.00	3.10	3.50	○	一宮町安積	兵庫県 龍野土木事務所
揖保川	曲里	2.00	3.00	—	—	○	一宮町安積	国土交通省
揖保川	山崎第二	2.30	3.60	3.90	4.10	○	山崎町船元	国土交通省
菅野川	春安	1.20	1.50	1.60	1.80	○	山崎町春安	兵庫県 龍野土木事務所
千種川	千種	1.10	1.80	2.00	2.80	○	千種町千草	兵庫県 龍野土木事務所

5 雨量計

雨量計は揖保川水系に22か所、千種川水系に5か所、計27か所（令和6年3月31日時点）に整備されている。河川水位の想定に当たり、上流域の実況雨量を確認する手段として整備され、市内全域の降雨状況を把握できるようになった。

雨量計の設置状況（令和6年3月31日時点）

水系	名称	一般公開	所在地	所管
揖保川水系	戸倉	○	波賀町戸倉	兵庫県龍野土木事務所
	引原	○	波賀町日ノ原（県引原ダム管理所北西50m）	国土交通省
	引原ダム	○	波賀町日ノ原	兵庫県龍野土木事務所
	引原ダム	×	波賀町日ノ原	国土交通省
	原	○	波賀町原（原浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	上野	○	波賀町上野	兵庫県龍野土木事務所
	桑垣	○	一宮町倉床	国土交通省
	倉床	○	一宮町倉床	兵庫県龍野土木事務所
	黒原	○	一宮町黒原（にこにこ広場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	公文	○	一宮町公文（三方北部浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	三方	○	一宮町三方町（一宮北中学校）	国土交通省
	福知	○	一宮町福知（旧福知溪谷休養センター）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	西深	○	一宮町福知	兵庫県龍野土木事務所
	安積	○	一宮町西安積	兵庫県龍野土木事務所
	神戸	○	一宮町安積（揖保川閼賀橋下流50m）	国土交通省
	一宮	○	一宮町東市場（センターいちのみや跡地）	気象庁
	三軒家	○	一宮町東市場	兵庫県龍野土木事務所
	東河内	○	一宮町東河内（染河内浄水場）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	山崎	○	山崎町庄能（龍野土木事務所宍粟事業所）	兵庫県龍野土木事務所
	宍粟中野	○	山崎町中野	兵庫県龍野土木事務所
千種川水系	中野	○	山崎町中野（旧都多幼稚園東隣）	国土交通省
	山崎	○	山崎町船元（国土交通省山崎維持出張所）	国土交通省
	塩山	○	山崎町塩山（塩山公民館）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	西河内	○	千種町西河内（ちくさ高原浄化センター）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	河内	○	千種町河内	兵庫県龍野土木事務所
	岩野辺内海	○	千種町岩野辺（内海集会所）	兵庫県龍野土木事務所（市管理）
	千種	○	千種町千草（千種市民協働センター）	兵庫県龍野土木事務所

※国土交通省の道路管理用雨量計（戸倉、引原、野尻）は対象から外す。

6 河川監視カメラ

河川監視カメラは市内に15か所（令和6年3月31日時点）あり、その詳細は次表のとおりである。平成21年の台風第9号では、県管理河川である支流部の被害も大きく、計画的に支流部のカメラが整備されている。

河川監視カメラの設置状況（令和6年3月31日時点）

名称	対象河川	設置場所	一般公開	所管
曲里	揖保川	閭賀橋	○	国土交通省
五十波	揖保川	神河橋	○	国土交通省
山崎第二	揖保川	宍粟橋	○	国土交通省
福知	福知川	福知橋	○	兵庫県龍野土木事務所
百千家満	揖保川	砂出河原橋	○	兵庫県龍野土木事務所
三方町	公文川	高見橋	○	兵庫県龍野土木事務所
福中	草木川	福住橋	○	兵庫県龍野土木事務所
東市場	染河内川	三軒家橋	○	兵庫県龍野土木事務所
杉田	引原川	杉田橋	○	兵庫県龍野土木事務所
上野	引原川	波賀橋	○	兵庫県龍野土木事務所
千草	千種川	荒神橋	○	兵庫県龍野土木事務所
河内	西河内川	出合橋	○	兵庫県龍野土木事務所
土万	志文川	土万大橋	○	兵庫県龍野土木事務所
生谷	伊沢川	生谷橋	○	兵庫県龍野土木事務所
千本屋	菅野川	城下橋	○	兵庫県龍野土木事務所

第2款 ため池の整備

本市には、老朽化した、ため池が多数存在しており、豪雨時や大規模地震時には、全てのため池（市内74か所）に警戒が必要である。ため池の破損や決壊による災害を未然に防ぐため、次のような防災体制の整備と指導を行う。また、危険なため池については、ため池管理者等の協力を得た上で、随時改修を進めるものとする。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのあるため池については、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供する。

なお、各ため池の具体情報は資料編に示す。

【防災体制】

- 1 ため池管理者は監視人を配置する。
- 2 応急対策資材（土のう・杭等）を準備する。
- 3 集中豪雨又は台風による大雨が予想される時はあらかじめ樋管を抜いて減水する。
- 4 余水吐の小さな池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- 5 ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第3款 井堰・頭首工の管理

市内にある井堰・頭首工は、かんがい用水を取り込むための農業用施設であり、管理については水利組合や受益者代表者が担っている。

台風や集中豪雨による河川の増水等が想定される場合は、河川の増水等が想定される場合は、事前に井堰・頭首工の管理者が洪水を防止するための措置を行う。

第2節 地震観測施設の整備

市は気象庁や研究機関が進める地震観測施設の整備に協力するものとする。震度は被害の予測や職員配備基準（震度5弱で2号配備）に欠かせない情報であり、また、長期的には地震予知の研究に資するものでもあるため、その拡充に努める。なお、現時点（令和6年3月31日時点）で整備されている地震観測施設は、次のとおりである。

地震観測施設の設置状況（令和6年3月31日時点）

種類		所在地	所管	設置場所
地震計	高感度地震観測施設	波賀町日ノ原字二連瀬3	独立行政法人 防災科学技術研究所	日ノ原多目的広場
	広帯域地震観測施設	山崎町大沢字差ノ谷1227-41	独立行政法人 防災科学技術研究所	山林
	強震観測施設 ※2施設とも震度 計算機能あり	波賀町上野234-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	旧市民センター波賀跡地
		山崎町船元34-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	宍粟消防署敷地南西隅
震度計		山崎町中広瀬125-7	気象庁	夢公園敷地内
		一宮町安積1347-3	兵庫県	一宮市民協働センター内
		千種町千草168	兵庫県	千種市民協働センター内
高感度地震計・・・人が感じない微弱な揺れまでを記録できるよう地下100m以深に設置される。震源分布の把握や日本列島周辺の地下構造の推定に活用される。 広帯域地震計・・・はやい揺れからゆっくりした揺れまでを正確に記録する地震計で、温度や気圧の変化に影響を受けやすいためトンネルなどに設置される。日本列島周辺で発生した地震メカニズムの推定や地下構造の推定に用いられる。 強震計・・・被害をおこすような強い揺れを記録する地震計で地表に設置される。データは地震ハザード評価や被害リスク評価などに活用される。				

第3節 建築物等の耐震性の確保

本節では地震の揺れによる建築物の損壊、焼失を軽減するために必要な施策を定める。なお、既存建築物の耐震改修、応急対策上の重要建築物の耐震性の強化は年次計画により進めるものとする。また、災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設についても、あらかじめ耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第1款 公共施設対策

1 公共施設等耐震化事業計画

公共施設耐震化事業における対象とする施設は、次のとおりとする。

- （1）地域防災計画上の避難所とされている公共施設及び公用施設
- （2）災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設（庁舎を含む。）
- （3）不特定多数の者が利用する公共施設（橋梁等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等

なお、建築物については、原則として、非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。また、耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した公共施設等耐震化事業計画の策定に当たり、あらかじめ県に協議する。

公共施設等耐震化事業計画に基づき、公共施設等耐震化事業の計画的執行に努める。

2 老朽建築物の改築促進

- (1) 地震発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性の強化を図る。
- (2) 老朽度の著しい建物、又は構造上危険と判定されるものは、点検・評価を実施し、計画的・効率的に耐震建物への改築を促進する。
- (3) 耐震診断判定の実施検討を図る。

3 学校施設の整備

災害時における児童生徒、教職員等の安全を確保するため、また指定避難所として機能するよう次の整備を図る。

(1) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第2款 一般建築物対策

耐震対策は建築基準法で一定の水準が確保されているが、建築基準法は建築物の全ての形状まで定めるものでなく、新しい構造方法を規制するものとはなっていない。また、既存の建築物においては、ピロティ形式のものや壁量が極めて少ないもの、柱の配置及び建築形状が不安定なもの等が少なくなく、これらについては、耐震性の向上を図る改修等が必要である。市は、建築物の設計、工事管理の業務に携わる建築士や建設業者等の関係団体に対し、建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努めることとする。また、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めるとともに、公共施設等でのポスターの掲示、イベント等での災害実例の紹介等により草の根意識啓発活動を実施し、一般住民に対し建築物の耐震性強化等の普及啓発に努めるものとする。

1 簡易耐震診断推進事業の推進

市及び県は、昭和56年5月以前に建築された住宅について、住宅所有者の希望に応じ耐震診断を行うことにより住宅の安全に関する住民の意識を高め耐震化の促進に努める。

2 建築物の落下物対策の推進

(1) ガラス、看板等の落下防止

市は多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

(2) 家具等転倒防止

市はタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒、又は棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

市は住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、市内の通学路、避難路及び避難所等を重点にブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。また、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう広報するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣、撤去等を奨励するとともに、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

本市は山地面積が市域全体の約9割を占め、急峻な山峡に多くの集落がある。これらの集落の裏山は大部分が急傾斜地を形成しており、豪雨時にはその崩壊により人的、物的被害の発生が危惧される。本節では地盤災害に係る被害を未然に防止し、又は軽減するために必要な施策について定める。

第1款 法指定区域の整備

1 対象とする区域

法に基づく土砂災害に係る指定区域（指定地）は、次の5つがある。その地域別、所管別の区域数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

- （1）土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- （2）土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- （3）急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- （4）地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- （5）砂防指定地（砂防法）

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は前1の対象となる区域の土砂等を要因とする災害に対応するため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業へ協力する。

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の把握と住民への周知

市は県が実施する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に対する調査、状況把握に協力するとともに、ハザードマップを作成更新し、住民への周知を図る。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の巡視や土砂災害防止月間（6月）を中心とした防災思想の周知に協力する。

4 土砂災害に関する知識の普及啓発

（1）総合土砂災害対策推進連絡会における各種土砂災害関係情報の提供

市、県、関係機関は、警戒避難体制の整備等のソフト対策を中心に、効果的な土砂災害予防対策の推進を目的として西播磨県民局で設置された連絡会を通じて広報する。

（2）講習会などによる啓発

市及び県は、土砂災害の原理、前兆現象の認知、避難行動などについて、イベント時等に土石流模型実験、降雨実験など装置を利用した体験型の啓発等を行う。また、児童を対象として、自然に親しむ、森林の機能など自然に関心を持ってもらう一方、自然災害の恐さ、避難の重要性に関する学習の機会を提供する。

5 防災意識の向上施策

市及び県は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害履歴確認、地域住民の参画と協働による防災マップの作成を通じて、住民の防災意識の向上を図る。

第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備

1 対象とする箇所

法に基づく指定区域以外で土砂災害に警戒が必要となる箇所は、次のとおりである。その地域別、所管別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

（1）山地災害危険地区

- ① 山腹崩壊危険地区
- ② 崩壊土砂流出危険地区
- ③ 地すべり危険地区

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進
前1款の2と同様とする。

3 災害危険箇所の把握と住民への周知
前1款の3と同様とする。

第3款 宅地造成等の規制

宅地の造成等に伴うがけ崩れや土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制を実施し、災害の発生を防止する。宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき県が指定する区域は市内に2か所(2,703ha)ある。その地域別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編に示す。

市及び県は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

- 1 防災措置についての文書による指導
- 2 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- 3 法令に基づく工事の停止、土地の使用禁止及び必要措置の命令
- 4 法令に基づく改善命令

第4款 災害危険区域の対策

本市では建築基準法第39条に基づく災害危険区域は指定していないが、今後、著しく危険と認められる地域については、条例を定め区域指定を行うものとする。

第5款 住宅土砂災害対策移転支援事業

市は、土砂災害が発生するおそれのある区域の危険住宅を除去し移転を促進するため、住宅の所有者に必要な助成を行う。

- 1 補助対象となる住宅の要件
土砂災害特別警戒区域に存する危険住宅。
- 2 住宅除却費の補助
- 3 移転先住宅の助成
金融機関から資金を借り入れた場合、利子相当額を助成する。
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費を助成する。

第5節 交通関係施設の整備

本節では災害時に負傷者や急病者を搬送するために重要な交通網の整備について定める。

第1款 道路防災対策の推進

本市の道路網は、南北の幹線道路を国道29号、主要地方道若桜下三河線、養父宍粟線など、東西を国道429号、主要地方道宍粟下徳久線、加美宍粟線などによって構成され、中国縦貫自動車道とともに広域道路網を形成し、播磨科学公園都市へのアクセス道路が整備された。中心部から広がる農村部の生活道路は年次的に改良を進めているが、中心市街地と集落間を結ぶ幹線道路は未整備の部分がある。こうした現状をふまえ、市街地集中交通の排除の役割と農村部の交通の円滑化を図るため計画的な整備を図る必要がある。また、生活道路の整備は住民の日常生活の上で最も身近な問題であり、今後もその整備拡充を図るとともに、交通安全と緑の空間を取り入れた良好な居住環境作りが必要である。

1 予防対策

盛土法面の路側法面の被覆工事の促進など、道路構造を保全し、安全で快適な居住環境と円滑な道路交通を確保するため、平素より計画的、効率的に点検を行い異常の早期発見に努める。災害時には無線機等の活用による情報の収集を行い、しーたん通信などを通じて広報を行う。

2 事業計画

- (1) 道路交通の安全と円滑な通行を確保するため、高速道路、主要地方道及び一般県道の整備促進を図り、道路改良、舗装補修事業を実施し災害を未然に防止する。
- (2) 降雨による道路面のうわ流れを防止し、舗装及び補修工事を実施する。
- (3) 異常気象時における道路交通の危険を防止するため、通行規制基準を設定し、その実施に当たり警察等関係機関と連絡を図り実施する。

第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

本市は658平方キロに及ぶ広範囲な市域を有する上、急傾斜地等の災害危険箇所も多いため、道路が寸断された場合に輸送路が断たれるほか、孤立集落が発生する可能性も考えられる。これらを考慮した場合、ヘリコプターによる負傷者や物資の搬送は重要である。市は市域均一にヘリコプター臨時離着陸場の適地を確保し、航空輸送の円滑化を図る。

市が指定し県に登録するヘリコプターの臨時離着陸場適地は、次のとおりである。なお、孤立可能性集落への応急対策（GPSによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点）については、第3編～第5編の応急対策計画に示す。

消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地(全12か所)

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター 野球場	山崎町下町1	山崎スポーツセンター	62-1880	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26-1	まちづくり推進課	63-3000	川崎バートル KV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	住宅土地政策課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパーク一宮 グラウンド	一宮町東市場 1090-3	指定管理者 同施設管理棟	72-1331	川崎バートル KV-107	120m×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウンド	一宮町安積 616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100m×140m
西播 285	家原遺跡公園	一宮町三方町 624-1	指定管理者	74-1000	川崎バートル KV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野 164-6	指定管理者	75-3811	川崎CH-47J	50m×60m
西170	くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏 175-10	指定管理者 同施設管理棟	73-0348	川崎バートル KV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97-1	指定管理者	75-3811	川崎バートル KV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷 179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60-1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャー ランド駐車場	千種町西河内 1047	指定管理者 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第6節 ライフライン関係施設の整備

本節では住民生活に直結するライフライン関係施設の整備方法等について定める。

第1款 ライフライン事業者との連携

電気、電気通信、電話、ガス事業者との連絡体制を確立し、被害状況と対策、復旧状況などの情報を共有する。市は、安定的な電力供給及び電気通信のため、県及び各事業者が倒木等により送配電網や啓開作業等に支障が生じることへの対策として、事前伐採等を実施する際は協力する。なお、非常時の連絡体制は第3編～第5編の応急対策計画に示す。

第2款 水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 水道施設の整備

災害による断水等の被害を軽減できるよう重要度の高い基幹施設については、更新計画に基づき計画的に整備を進めるものとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 浄水場、配水池等
- ② 主要な管路

(2) 施設の機能を発揮させるための施設

- ① 情報電送設備
- ② 自家発電設備
- ③ 遠方監視システム

2 水道施設の保守点検

施設の安定稼働を目的とし、定期的な巡視点検を実施する。

(1) 水道台帳の整備

(2) 浄水施設・取水施設・配水池関連施設・水管橋等

(3) 被災の可能性が高い箇所の把握

3 断水対策

基幹施設の系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急遮断弁の配置・制水弁の配置）による被害区域の限定化を図ることとする。

4 図面の整理

緊急時に適切な対応が行えるよう図面等を整理し、施設の現況を把握することとする。

5 協定に基づく相互応援活動

県内全市町と各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が平成10年3月に締結した「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄や連絡方法などの必要な調整を定期的に行い、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

6 協定に基づく連携方針

市は、水道施設の復旧に当たり、資機材や人員が不足するときは、災害時協定等に基づき、関係者との連携による資機材や人員等の体制確保を行い、迅速な復旧活動の実施を図る。

7 資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所（防災倉庫等）を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第3款 下水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう下水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 下水道施設等の整備

災害時においても下水道の機能を保持できるよう重要度の高い基幹施設については、更新計画に基づき計画的に整備を進める。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 汚水処理施設、ポンプ場等
- ② 主要な管路

(2) 施設の機能を発揮させるための設備

- ① 自家発電設備
- ② 緊急通報装置

2 下水道施設等の保守点検

施設の安定稼働を目的とし、定期的な巡視点検を実施する。

(1) 下水道台帳の整備

- (2) 汚水処理施設・ポンプ場関連施設
- (3) 被災の可能性が高い箇所の把握

3 図面の整理

緊急時に適切な対応が行えるよう図面等を整理し、施設の現況を把握することとする。

4 資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所（防災倉庫等）を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第7節 避難設備の整備

円滑な避難行動に必要な設備などの整備方針を示す。

1 避難路

指定避難所に連絡する道路を避難路と想定し、円滑な避難行動が行えるよう道路や水路の境が識別できるような工夫を行うほか、段差の解消などに努める。

2 指定避難所の外灯

施設照明や防犯灯、街路灯のみでは照度が確保できない指定避難所では、その敷地内に外灯を整備する。設置する外灯は外部電力に頼らない蓄電式のものが望ましい。外灯の設置状況は次のとおりである。

指定避難所の外灯の設置状況（令和7年4月1日時点）

No	施設名	住所	設置数
1	山崎南小学校	御名20-2	1
2	山崎南中学校	金谷40	1
3	旧戸原小学校	宇原337	2
4	山崎東中学校	三津371	6
5	葛沢小学校	宇野419-1	2
6	生涯学習センター学遊館	東下野18	1
7	相生学院栄栗校（旧土万小学校）	塩山37-17	1
8	一宮南中学校	東市場834	1
9	県立森林大学校（旧染河内小学校）	能倉772	3
10	旧三方小学校	三方町560	2
11	一宮北中学校	三方町274	1
12	波賀小学校	安賀748-2	12
計			33

3 指定避難所の整備

施設を所管する市各担当部局は、指定避難所としての機能が果たせるよう施設や設備の拡充に努めるものとする。指定避難所には、被災者が最低限の生活を送ることができるよう毛布や救助用資機材などの備蓄物資、しーたん通信やテレビなどの情報収集機器を計画的に備えていくものとする。

第8節 事業の活用による防災基盤の整備

本節では国の防災基盤施設の整備事業について、必要な事項を示す。

第1款 地震防災緊急事業

学校や医療機関、緊急輸送路などの防災基盤の整備に関しては、地震防災対策特別措置法により、国の財政上の特別措置を受けることができる。特別措置を受けるには、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」という。）に市の対策事業を反映させる必要がある。本款では、地震防災緊急事業の対象となる事業と第3次計画に市が反映させた事業を示す。

1 計画の経緯

- (1) 第1次 平成8年～平成12年
- (2) 第2次 平成13年～平成17年
- (3) 第3次 平成18年～平成22年
- (4) 第4次 平成23年～平成27年
- (5) 第5次 平成28年～令和2年
- (6) 第6次 令和3年～令和7年

2 対象事業

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

- (11) 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (12) (7) から (11) までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (13) 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- (14) 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- (15) 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (16) 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (17) 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (18) 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- (19) 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

3 財政上の特別措置

(1) 補助率の嵩上げ

- ① 消防用施設の整備 1/3 → 1/2
- ② 社会福祉施設(木造)の改築 1/2 → 2/3
- ③ 公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校
改築(危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎) 1/3 → 1/2
補強(非木造の校舎・屋内運動場 ※幼稚園・特別支援学校を除く) 1/3 → 1/2
補強(危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎) 1/3 → 2/3
- ④ 防災行政無線設備等の整備 1/3 → 1/2
- ⑤ 飲料水施設・自家発電設備等 1/3 → 1/2
- ⑥ 備蓄倉庫の整備 1/3 → 1/2
- ⑦ 救護施設等の整備 1/3 → 1/2

(2) 地方債の特例

地方債について特別の配慮(地方財政法第5条)

(3) 交付税の特例

補助率の嵩上げ事業に係る起債の元利償還金について基準財政需要額に算入

4 計画に反映させた事業

(1) 第4次計画

- ① 基幹農道整備事業(避難路) 1か所0.89km(兵庫県)
- ② 森林整備事業(避難路) 1か所0.40km(兵庫県)
- ③ 緊急消防援助隊設備整備費補助事業(消防用施設) 1か所
- ④ 施設整備事業(消防用施設) 2か所
- ⑤ 道路事業・橋梁架替(緊急輸送道路) 1か所0.30km(兵庫県)
- ⑥ 障害福祉サービス事業所等耐震化整備補助金(社会福祉施設) 1施設(社会福祉法人)
- ⑦ 公立学校施設整備事業(校舎) 5校
- ⑧ 公立学校施設整備事業(屋内運動場) 1校

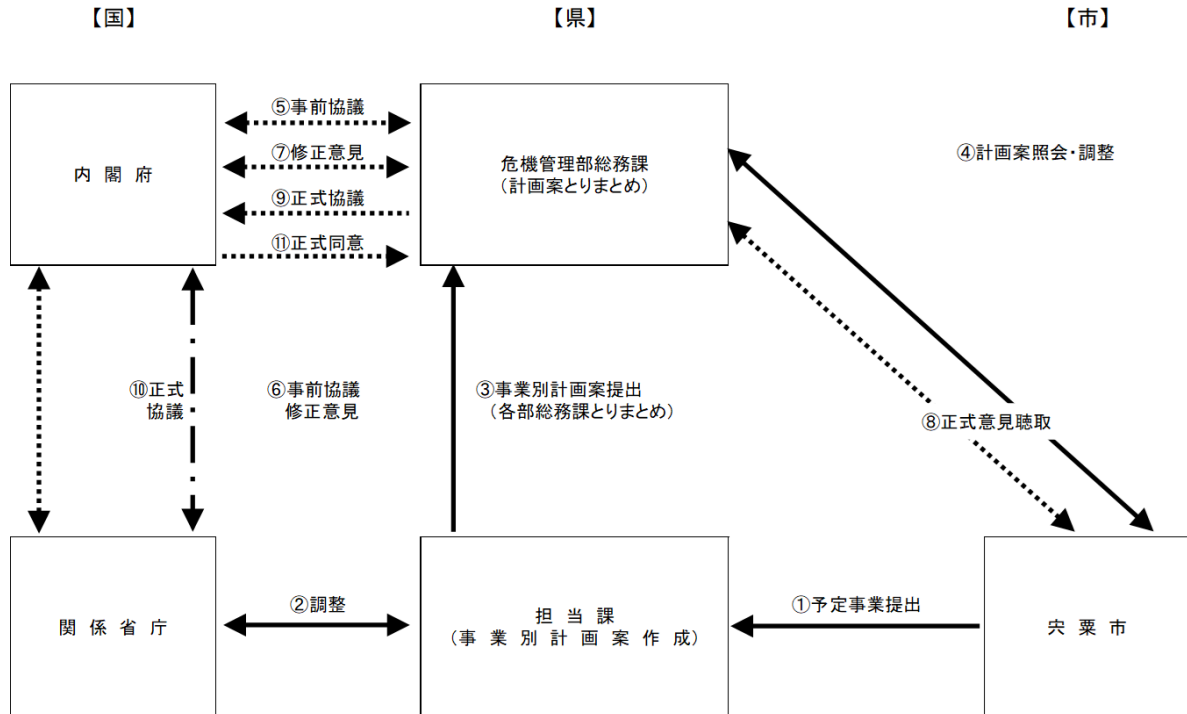
(2) 第5次計画

- ① 道路事業(緊急輸送道路) 1か所0.20km(兵庫県)
- ② 道路事業・橋梁橋梁架替(緊急輸送道路) 1か所0.23km(兵庫県)
- ③ 公立学校施設整備事業(校舎) 1校
- ④ 公立学校施設整備事業(屋内運動場) 1校
- ⑤ ため池等整備事業(ため池) 9か所(兵庫県)

(3) 第6次計画

- ① 道路事業（緊急輸送道路） 1 か所0.24 k m（兵庫県）
- ② 公立学校施設整備事業（校舎） 4 校
- ③ ため池等整備事業（ため池） 3 か所（兵庫県）
- ④ ため池等整備事業（ため池） 6 か所

5 計画作成の流れ



第2款 地方債

防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方交付税の措置が講じられる。なお、次に示すもののほか、過疎対策事業債・辺地対策事業債（充当率100%、交付税算入率70%～80%）などの活用が考えられる。

1 防災基盤整備事業

地方公共団体が単独事業として行う防災基盤の整備事業が対象とされる。

(1) 事業内容

- ① 消防防災施設整備事業
- ② 消防広域化対策事業
- ③ 緊急消防援助隊施設整備事業

(2) 財政措置

一般事業は防災対策事業債75%（交付税算入率30%）、一般財源25%である。国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業は防災対策事業債90%（交付税算入率50%）である。

2 公共施設等耐震化事業

地方公共団体が単独事業として行う避難拠点となる公共施設等の耐震化事業が対象とされる。防災対策事業債90%（交付税算入率50%）、一般財源10%であるが、前款の地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設については、交付税算入率が3分の2に引き上げられる。

第3章 災害応急対策への備え

本章では次編以降の応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に展開できるよう、行政や地域、住民が平時から備えるべき事項を示す。

第1節 組織体制の整備

以下に市の防災組織体制と防災関係機関との連携のあり方などを示す。

第1款 防災組織体制のあり方

1 市

市は災害から住民の生命と財産を守るため、異常気象などの事象や規模に応じた段階的な防災組織体制を整える。なお、市の防災組織体制は第3編から第5編の第2章に示す。また、より詳細な職員一人ひとりの配置先は、毎年4月に見直しを行う職員配備計画として別に定めるものとする。

2 宍粟市防災会議

市は災害対策基本法第16条に基づき宍粟市防災会議を設置し、防災に関するさまざまな事象を継続的に検討審議し推進する。

（1）宍粟市防災会議の所掌事務

- ① 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ③ 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- ④ 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ⑤ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（2）宍粟市防災会議の委員

- ① 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
- ② 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
- ③ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
- ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
- ⑤ 副市長及び教育長
- ⑥ 西はりま消防組合消防長
- ⑦ 消防団長及び消防団副団長
- ⑧ 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- ⑨ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第2款 防災機関との連携

市は県や警察、神戸地方気象台など、前1編第1章第2節に示す防災機関と平時から連携するとともに、市単独では対応が困難な災害が生じた場合は、これらの防災機関に協力を要請し災害応急対策にあたるものとする。なお、円滑に連携が図られるよう事前に協定を結ぶなどの措置を行うものとする。

第3款 地域組織との協働

多発する豪雨や前触れのない地震など、災害の発生が予測できない事象が近年、増加する傾向にある。行政主導の防災対策だけでは、十分なものとはいえず、平時から地域の防災力を高めておく必要がある。市は地域と連携の上、自助と共助、公助の役割分担を明確にし、あらゆる災害に対応できるよう自主防災組織や消防団などの組織作りを支援するものとする。なお、自主防災組織が自ら行う救助資機材や情報関連機器の整備事業に対して、宍粟市自主防災組織育成支援事業補助金を支給している。

第4款 応急対策業務のマニュアル化

市は応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に実施できるよう、初動対応期の重要優先業務等をまとめた「災害時の職員初動マニュアル」を作成し、職員に周知する。マニュアルは本地域防災計画の応急対策を、実施する担当部局ごとに時系列に並び替えたものとする。

第2節 職員研修と訓練の実施

職員を対象とした研修や住民を対象とした防災訓練の実施について、必要な事項を以下に示す。

第1款 職員研修

災害応急対策には、被害認定調査や避難所の運営など、通常の業務にはないものが数多くある。市はこれらの業務を担当する職員を対象とした実務研修の実施や、学識経験者等を講師とした研修会、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、個々の専門知識と対応能力の向上を図る。研修の実施に当たっては、職員の人事異動を考慮し、できるだけ多数の職員が参加できるよう計画するものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。なお、他市町で災害が起こった場合の職員派遣においても、実務を経験できる機会ととらえ、積極的に必要な支援を行うものとする。

以下に専門知識が必要となり、特に事前研修を深めるべき業務を示す。

- 1 家屋被害認定士（罹災証明書の発行に必要な家屋被害認定調査を実施する）
- 2 被災建築物応急危険度判定業務（地震発生後に建物の安全性を判定する）
- 3 被災宅地危険度判定業務（地震、土砂災害などの発生後に宅地の安全性を判定する）
- 4 避難所運営業務
- 5 災害対策本部運営業務

第2款 防災訓練

市は防災訓練を実施し組織体制の課題を明らかにするとともに、その結果を改善に活かす。以下に行うべき訓練の種類や内容を示す。

1 総合防災訓練

市は地域ごとに異なる自然条件や起こりうる災害の種別を考慮し、旧町域を単位とする総合防災訓練を実施する。訓練の実施時期や場所、想定する災害、訓練内容などは参加機関との協議により決定する。防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違い、感染症対策に十分配慮し、避難所開設・運営訓練を実施するよう努める。なお、主な参加機関と実施すべき訓練は次のとおりである。

（1）主な参加要請機関

市、西はりま消防組合宍粟消防署、消防団、自主防災組織、学校、社会福祉協議会、県、警察署、自衛隊、国土交通省山崎維持出張所、ライフライン事業者など

（2）実施する訓練の種類

① 災害対策本部設置訓練

職員の参集、被害情報の収集と伝達、応急対策の検討、広域応援要請など、市民局現地災害対策本部と本庁災害対策本部の設置運営に係る訓練

② 地域連携訓練

自主防災組織、学校、事業所による避難行動や避難所の開設に係る訓練

（ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取組を加味するよう工夫するとともに、緊急地震速報、避難指示等を正しく理解し的確に行動できるよう、緊急事態を想定した実戦的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める）

③ 参加機関の対策訓練

参加機関が独自に実施する救助訓練や復旧訓練、消火訓練など

④ 広域連携訓練

県防災ヘリコプターや自衛隊の受入れ、物資の集積と避難所への配送に係る訓練

⑤ 展示、体験型訓練

平時に取り組むべき防災対策の周知、初期消火体験、災害疑似体験など

2 組織別防災訓練

市は現行の防災体制を検証するための以下の訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。また、自主防災組織等が目的に応じて実施する個別訓練に対し助言や指導、支援を行う。

(1) 抜き打ち訓練

① 職員非常参集訓練

② 情報収集伝達訓練

(2) 図上訓練

① 対策のシミュレート訓練

② 他機関との連携訓練 等

(3) 実地訓練

① 水防訓練

② 消防訓練

③ 災害救助訓練

④ 災害警備訓練

⑤ 林野火災訓練 等

(4) その他の訓練

① 災害ボランティアの受入訓練

② 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練

③ 避難所運営に関する訓練

④ 要配慮者への情報伝達、避難誘導訓練

⑤ 帰宅困難者への対応訓練

⑥ 広域避難訓練 等

第3節 相互応援体制の確立

市は応急対策が困難な大規模災害の発生を想定し、県や他市町、企業などと連携した応急対策体制を確立する。

第1款 国や県、他市町村との連携

市は西播磨ブロックと県、国との相互連携を基本に、広域防災ネットワーク体制を構築する。なお、協力体制をより明確にするため、あらかじめ必要な対策を明記した協定を結ぶよう努める。

現時点（令和8年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

国県や市町村間で結ぶ協定（消防署の業務を除く）

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村	H8. 7. 1	原則有償
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	西播磨5市6町	H18. 3. 27	原則有償
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	県、県内全市町	H18. 11. 1	原則有償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	八頭町、若桜町	H24. 8. 6	原則有償
播磨広域防災連携協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	播磨地域13市9町	H26. 4. 22	原則有償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	千葉県匝瑳市	H26. 11. 22	原則有償
兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時相互支援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受入れ	上郡町、佐用町、美作市、西粟倉村、智頭町	R2.4.1	別途協議
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協県支部、県簡水協会	H10. 3. 16	原則有償
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破碎等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	H17. 9. 1	原則有償
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集（情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用） 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	H24. 8. 9	無償
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食料等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	H27. 10. 1	原則有償
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入れ 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	（神戸市）、（兵庫県）、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、（公立豊岡病院組合管理者）、（公立八鹿病院組合管理者）	H8. 1. 16	別途協議
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	H25. 3. 15	無償
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	H25. 3. 15	無償
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立山崎高等学校	R6.3.4	無償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
新型コロナウイルス濃厚接触者専用避難所に関する覚書	感染症等の濃厚接触者等に関する専用避難所	県立山崎高等学校	R3.6.1	

第2款 民間事業者との連携

市は前款の協定のほか、民間事業者等とも積極的に協定を結び、あらゆる災害の応急対策に取り組むものとする。現時点（令和8年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の事前設置	NTT西日本株式会社 兵庫支店	H25.6.3	無償
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	H26.4.1 (H22.4.1～)	無償
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	H26.4.1 (H22.4.1～)	有償
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス上への掲載	ヤフー株式会社	H24.11.12	無償
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO西日本関西支社福崎管理事務所	H24.5.8	有償
覚書（テレビ再放送サービスに関する覚書）	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	H24.4.1	無償
災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	1 電力設備の復旧のための優先的な道路啓開の実施 2 道路啓開にあたり障害となる電力設備の適切な処置	関西電力送配電株式会社	R4.4.1	実施した者が負担
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	H21.2.13	無償
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	株式会社八木木材	H30.3.2	無償
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	株式会社宮辻造林	R5.3.29	一部有償
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	H18.12.27	有償
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	H18.6.27	有償
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	H10.10.29	有償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	1 災害時における相互協力 2 地域見守り支援 3 不法投棄の情報提供 4 道路損傷等による危険個所の情報提供 5 その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること	播磨広域連携協議会（姫路市、加古川市、たつの市、小野市、高砂市、西脇市、三木市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町）、日本郵便株式会社近畿支社	H25.5.31	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	H26.3.18	有償
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	H27.1.16	有償
災害時等における段ボール製品の供給に関する協定書	段ボールベッド、段ボール製品の確保と供給	山崎紙器(株) セツカートン(株)	H27.10.1	有償
災害時等における救助用物資の供給等に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	ゴダイ株式会社	H28.11.17	有償
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給、運搬	株式会社ナフコ	R元.10.21	有償
災害時における救援物資の輸送等に関する協定	救援物資の輸送等	一般社団法人兵庫県トラック協会	R3.2.15	有償
災害時における物資供給（ユニットハウス等）に関する協定	避難所等へのユニットハウス等の供給、運搬	三協フロンテア株式会社	R3.2.19	有償
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	住宅地図の貸与と地図複製利用許可、地図製品の供給	株式会社ゼンリン	R4.1.18	一部有償
災害時における物資供給に関する協定	避難所等への災害救助用物資の供給	株式会社ナンバホームセンター	R4.10.31	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正栄会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人正久福祉会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人波賀の里福祉会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人千種会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	医療法人社団翠輝会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人ひょうご障害福祉事業協会	H27.8.20	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定書	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人恩徳福祉会	H28.2.12	有償
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	医療法人社団山中医院	H30.10.15	別途協議
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	株式会社すまいる	H30.11.30	別途協議
災害時等における福祉避難所の開設等に関する協定	福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	R2.7.22	別途協議
災害時における施設利用支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	有限会社伊沢の里 播磨いちのみや株式会社 宍粟メイプル株式会社	R6.6.17	有償
災害時等における宍粟市と宍粟市社会福祉協議会のボランティア活動等に関する協定書	ボランティアセンターの開設、運営	社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会	H27.8.20	有償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時におけるボランティア支援に関する協定	ボランティアへの資機材等の提供	山崎ライオンズクラブ	H29. 11. 17	無償
災害時におけるL Pガス等支援協力に関する協定書	L Pガス及び燃焼機器等の機材の優先的供給、運搬	一般社団法人兵庫県L Pガス協会西播東支部	H27. 9. 2	有償
災害時における支援協力に関する協定	1 緊急通行車両等への優先的給油 2 給油取扱所を一時休憩所として水道水及びトイレの提供 3 避難所へ石油類燃料を可能な限り優先的に供給	兵庫県石油商業組合	R 6. 2. 14	有償
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	行政書士による被災支援の相談窓口の設置	兵庫県行政書士会	H28. 10. 1	無償
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	1 相続に関する相談 2 不動産登記及び商業、法人登記に関する相談 3 不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談 4 成年後見制度に関する相談 5 その他司法書士に定める業務に関する相談	兵庫県司法書士会	R 6. 4. 16	無償
災害時における連携協力に関する協定	1 被災者に対する弁護士による相談 2 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供	兵庫県弁護士会	R 4. 7. 19	協議
災害時における医療救護活動に関する協定	1 傷病者に対する応急措置 2 トリアージ 3 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 軽症患者、搬送困難な患者等に対する医療 5 死亡の確認 6 その他医療救護活動に関すること	宍粟市医師会	H30. 3. 22	
災害時における医療救護活動に関する協定	1 市が設置する救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導 2 救護所における医薬品等の供給管理 3 衣料品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理 4 災害医療救護班長（責任者）が指示する事項 5 その他医療救護活動に関すること	兵庫県薬剤師会西播支部 宍粟市薬剤師会	H30. 3. 22	
災害時における歯科医療救護活動に関する協定	1 歯科医療を要する傷病者に対する応急措置 2 救護所及び避難所等における歯科巡回診療等の実施 3 その他歯科医療救護活動に関すること	宍粟市歯科医師会	H30. 3. 22	

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定	1 災害発生現場等の被害状況の把握 2 被災者の捜索 3 物資の運搬	(株)エアアシストジャパン (株)ドリームクエスト	R7.3.18	有償
災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書	応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設	一般社団法人日本ムービングハウス協会 株式会社S I C	R7.11.12	有償
災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	株式会社ビーバーレコード	R8.3.18	有償
災害時における施設利用等支援に関する協定	1 避難場所としての利用 2 管理施設での飲食物の提供 3 支援物資の提供 4 その他、対応可能な支援	社会福祉法人はなむらさき	R8.3.18	有償

第3款 応援・受援体制の整備

関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておく。

なお、応援職員の派遣に当たっては、職員が現地において円滑に活動できるような資機材や装備品の整備に努め、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受入れに当たっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

第4款 広域避難・広域一時滞在の体制の整備

大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、県、市、その他防災関係機関等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

県外への広域避難・広域一時滞在が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討する。

第4節 情報通信機器の活用と整備

状況が刻々と変わる自然災害に対して最善の対策が実施できるように、市は通常の電話やテレビのほか、次に掲げる情報通信機器を活用し情報を収集するとともに、その拡充と保守に努める。なお、災害時に円滑に通信を行うためには、操作が複雑な非常用通信機器に慣れる必要があることから、日常的に職員が使用するよう努める。

第1款 情報収集用の通信機器

気象情報や交通情報、河川情報などは、以下に示すインターネットサイトから収集する。なお、一般公開されるシステムについては、定期的に広報紙に掲載するなど、その周知にも努めるものとする。

防災情報サイト（システム）

名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード
【一般公開】 宍粟市土砂災害 情報等提供シス テム（※しそ うチャンネル）	市内雨量局、河川ライブカメラ、 量水標の情報が網羅され、水防に 不可欠な情報が閲覧できる。また 雨量情報のメール配信機能も利用 できる。 ※しそチャンネルでは本システ ムの情報がランダムに放映され る。	携帯端末用 http://shiso- weather.info/mobile/index. html パソコン用 http://shiso-weather.info/	
【一般公開】 河川ライブカメ ラシステム	県と市が管理するサイト。本編第 2章第1節に示す河川監視カメラの うち、県が管理する12台の実況画 像が閲覧できる。	パソコン用 http://www.mizumori.jp/tatsuno/	—
【一般公開】 防災情報提供セ ンター	国土交通省が運営するサイト。レ ーダー解析雨量や雨量計雨量、河 川水位、積雪など、リアルタイム の情報が閲覧できる。	携帯端末用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosa ijoho/i-index.html パソコン用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosa ijoho/	
【一般公開】 話そうはりま	姫路河川国道事務所が運営するサ イト。揖保川の3か所（閤賀橋、 神河橋、宍粟橋）と国道29号の16 か所（戸倉北、兵坂南、道の駅は がなど）の実況画像が閲覧でき る。	パソコン用 http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/ index.php	—
【一般公開】 ハイウェイ交通 情報 i Highway	西日本高速道路株式会社が運営す るサイト。事前に「マイルート登 録とメール設定」を行うことで、 高速道路の通行止め情報などが登 録する端末に届く。	携帯端末用 http://ihighway.jp パソコン用 http://ihighway.jp/web/index.html	
【一般公開】 気象庁サイト	レーダー解析雨量など、気象に関 する精度の高い情報が閲覧でき る。	パソコン用 http://www.jma.go.jp/jma/index.ht ml	—
【一般公開】 兵庫県地域別土 砂災害危険度	兵庫県が運営するサイト。土壌中 の雨量がどの程度なのかを分析 し、5kmメッシュで土砂災害の 危険度を予測する。	パソコン用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg. j p/catv/area48.html 携帯端末用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg. j p/mobile/	

名称等	内容	アドレス等	二次元 バーコード
【一般公開】 兵庫県ＣＧハザードマップ	前1編第2章第3節の「浸水被害の想定」や同第4節の「風水害が発生するおそれのある危険箇所」など、最新のハザードマップが閲覧できる。	携帯端末用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/ パソコン用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	
【一般公開】 雪氷気象情報	姫路河川国道事務所が運営するサイト。国道29号（戸倉、野尻、山崎）の1時間ごとの予測積雪量が閲覧できる。行政専用サイトはＩＤとパスワードが必要である。	パソコン用（公開用） http://www.micosfit.jp/himeji/ （行政専用） http://www.micosfit.jp/himeji_kanri/	—
【一般公開】 NHKデータ放送	デジタル波対応のテレビでNHKを選局し、d ボタンを操作することで河川水位情報や台風情報を閲覧できる。その他の民放でも同様の操作で避難情報などを取得することができる。	—	—
【行政専用】 フェニックス防災システム	県内全ての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	—	—
【行政専用】 防災情報提供システム	気象庁が行政機関に提供する気象情報システムで利用には専用のＩＤとパスワードが必要である。第3編の風水害応急対策計画で詳細を示すが「規格化版流域雨量指数」や「土砂災害警戒判定メッシュ情報」など、より密な気象予測が閲覧できる。	—	—
【行政専用】 市町村向け川の防災情報	国土交通省が提供するシステムで利用には専用のＩＤとパスワードが必要である。なお、一般公開される「川の防災情報」は、本表中「防災情報提供センター」から接続できる。	—	—

第２款 情報発信用の通信機器

本款に示す情報発信機器は、非常電源装置や衛星通信回線を有し、通常の情報発信機器の機能が失われた場合においても、一定時間は通信が可能である。ただし、操作が複雑なものもあることから、平常時から定期的に使用するよう努める必要がある。

通常の通信が失われた場合に使用する通信機器

名称等	機能等
【行政専用】 フェニックス防災システム	前1款に示す情報収集機能のほか、県内の行政機関に被害情報の発信や救助要請を行うことができる。市役所本庁舎の端末には、県内の行政機関を結ぶテレビ電話機能も付随する。
【行政専用】 兵庫衛星通信ネットワーク ※L A S C O Mテレビレシーバー	有線回線が断絶する被害が発生した場合は、全国の行政機関を衛星で結ぶ兵庫衛星通信ネットワークを活用する。市はこのシステムを市役所本庁舎と3市民協働センターの4か所に備える。なお、このシステムは一般加入電話と通信が行えない。専用となる電話番号は、電話機本体に番号簿を備えるほか、重要な連絡先は第3編から第5編の応急対策計画に示す。
衛星携帯電話とGPS端末 宍粟市の位置 ・ブロック（6A） ・ユニット（4087、4187）	災害時に機動力を発揮する衛星携帯電話を市役所本庁舎に2台、3市民協働センターに各1台、三方町出張所に1台、計6台を保有している。孤立集落や山間部で遭難事故が発生した場合には、位置を知らせるGPS端末とともに職員を現地に派遣し、通信を確保する。

第3款 機器によらない情報収集

通信機器によらない人と人を通じた情報収集手段について必要な事項を示す。

1 神戸地方気象台ホットライン

通信機器で取得した情報だけでは分析が十分でない場合、市は神戸地方気象台の気象予報士が相談に応じるホットラインを利用するものとする。平常時に利用する一般加入電話のほか、緊急時は兵庫衛星通信ネットワークを利用した衛星電話（7-982-33）が利用できる。

2 実況河川水位の目視等

水位計が整備されていない支流や避難情報の発令に目視確認が必要な場合は、河川監視職員のほか、地元消防団や自主防災組織の連絡員から情報を収集する。また、隣接する自治体と電話連絡をとるなどして、今後の雨量や河川水位の状況を予測するものとする。

第4款 その他の情報収集手段

平時から無人航空機保有業者らと連携し防災訓練を実施し、災害時の情報収集の補完的役割を要請できるよう連絡体制を整える。なお、無人航空機保有業者とは「災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定」を結んでいる。

第5款 住民への情報伝達手段

市は次の伝達手段により、迅速かつ正確に住民や職員、防災機関へ防災情報の伝達を行う。なお、しろう防災ネットや市公式SNS、ひょうご防災ネットは、事前に登録が必要であることから、広報紙などを通じて定期的に同システムの周知を行うものとする。

- 1 しーたん通信
- 2 しろう防災ネット電子メール・エリアメール
- 3 F A X （自治会・要配慮者利用施設・配信希望の要配慮者・報道機関・警察署・県・姫路河川国道事務所・西日本高速道路・神姫バス・関西電力・NTT西日本）
- 4 電子メール（自治会）
- 5 しろうチャンネル
- 6 市ホームページ
- 7 市公式SNS（フェイスブック、X、LINE、YouTube）
- 8 広報車
- 9 ひょうご防災ネット

しろう防災ネット
の二次元バーコード
（一般用）



第5節 防災拠点の整備

災害応急対策活動の拠点となる市役所などの防災機能を点検し、必要な整備を行うとともに、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討する。

第1款 災害対策本部

どのような災害であっても災害対策本部と現地災害対策本部の機能が維持できるよう、平時から次の施設や機器の拡充に努める。

- 1 市役所本庁舎、市民協働センターの浸水防止対策
- 2 自家発電装置の設置と点検、燃料の更新
- 3 情報収集機器の整備点検
- 4 通信機器、伝達機器の整備点検
- 5 水・食料等の常備
- 6 重要な行政データのバックアップ

第2款 地域防災拠点

支援物資や他市町派遣要員、自衛隊員などの受け皿となる地域防災拠点は、市役所本庁舎と3市民協働センター、三方町出張所の5か所とし、各施設にこれら業務に対応できる十分なスペースと配備職員数を確保する。なお、市内の指定避難所を開設した時は地域防災拠点に位置付けるため、備蓄物資や情報通信機能の整備拡充を図るものとする。

- 1 地域防災拠点に必要な機能
 - (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
 - (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
 - (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
 - (4) 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
 - (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
 - (6) 臨時ヘリポート
 - (7) 耐震性貯水槽、井戸等
 - (8) 広域避難スペース
 - (9) 救急医療、高齢者・障がいのある人のケア機能との連携 等

2 地域防災拠点に位置付ける施設

施設名称	所在地	電話番号
市役所本庁舎	山崎町中広瀬133-6	0790-63-3000
一宮市民協働センター	一宮町安積1347-3	0790-72-1000
三方町出張所	一宮町三方町633	0790-74-0001
波賀市民協働センター	波賀町上野257	0790-75-2220
千種市民協働センター	千種町千草168	0790-76-2210
指定避難所	市内各所 ※市が指定する避難所は第3編～第5編の応急対策計画に示す	—

公園や広場は地域住民の一時（いっとき）避難地の役割を担うとともに、他市町の支援隊や自衛隊などの駐屯地、復旧資材の集積場所、廃棄物の集積場所、仮設住宅の建築地など、数多くの役割を担う。市は都市公園のほか、地域に身近な公園や緑地の整備も推進するものとする。

第3款 広域防災拠点

県は、大規模災害時の救援・救護・復旧活動等の拠点や物資等の西播磨エリアの拠点として下記のとおり設定する。

所在地	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
上郡町光都	西播磨広域防災拠点(播磨科学公園都市内)	○	○	○
赤穂市御崎	赤穂海浜公園	○	○	×

第4款 コミュニティ防災拠点

自治会を単位に組織された自主防災組織が運営する自治会館等をコミュニティ防災拠点に位置付ける。コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割を果たす。市は自主防災組織による自治会館等の備蓄物資や情報通信機器の拡充を促し、必要な経費の一部を助成する。

1 コミュニティ防災拠点に必要な機能

(1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能

① 避難・滞留空間

(2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配送スペース

(3) 情報通信設備

① 圏域内の住民への情報連絡装置(同報無線、拡声器等)

② 災害対策本部や他の拠点等との交信が可能な通信設備(シーたん通信やラジオ、トランシーバーなど)

(4) 対象地区内の防災活動に必要な設備

① 備蓄施設(小型発電機、ポンプ等)

② 耐震性貯水槽(雨水や河川水等の利用も検討)

(5) 電気、飲料水等の自給自足機能

① 自家発電設備、再生可能エネルギー発電設備

② 飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸

(6) 救急医療、高齢者・障がいのある人のケア機能との連携 など

2 施設の要件

コミュニティ防災拠点は日常的に住民が利用できる開放的な施設であることを前提とする。緊急時用の通信設備や備蓄物資、防災用資機材の収容スペースなどを備える施設が望ましい。

第5款 物資の一時集積場所

広い範囲で大規模な災害が発生した場合、調達した物資を一時的に次の施設に集積する。搬送には自衛隊や民間事業者、ボランティアなどの協力を要請し、トラックなどの車両で避難所を定期的に巡回、配布する。物資の一時集積場所は地理的に配送効率がよい場所であることや、広い屋内施設であること、トラックの駐車スペースがあることなどが望まれるため、避難所として使用していない学校体育館の活用も検討する。また、山崎スポーツセンターを物資集積センターに指定し、市内全域をトラックで巡回する手段もあるほか、小規模な災害で物資の必要量が少ない場合は、より効率的な代替施設の利用も検討する。

物資の一時集積場所(大規模災害の場合)

名称	所在地	電話番号
山崎スポーツセンター体育館	山崎町下町1	0790-62-1880
スポニックパーク一宮体育館(指定避難所)	一宮町東市場1090-3	0790-72-1331
波賀中学校体育館(指定避難所)	波賀町安賀244	0790-75-2015
千種保健福祉センター屋内運動施設	千種町室1060-1	0790-76-8600

物資の一時集積場所の代替場所（小規模災害の場合）

名称等
市役所北側公用車棟
一宮市民協働センター南側 公用車棟
波賀市民協働センター東側 公用車棟
千種市民協働センター南側 公用車棟

第6款 重要施設の防災対策

1 重要施設の登録

病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

2 平時からの取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第6節 防災資機材の整備

本節では発災時に必要となる防災資機材の整備拡充策について定める。なお、各種資機材の保有状況は、備蓄物資とあわせ資料編に示す。

第1款 水防資機材

市是水防活動に必要な土のうや懐中電灯などの水防資機材の拡充に努める。なお、水防資機材の保管場所は、次表のとおり本庁と各市民協働センター単位に設ける。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、民間事業者などとの協定についても進めるものとする。

水防資機材の保管場所

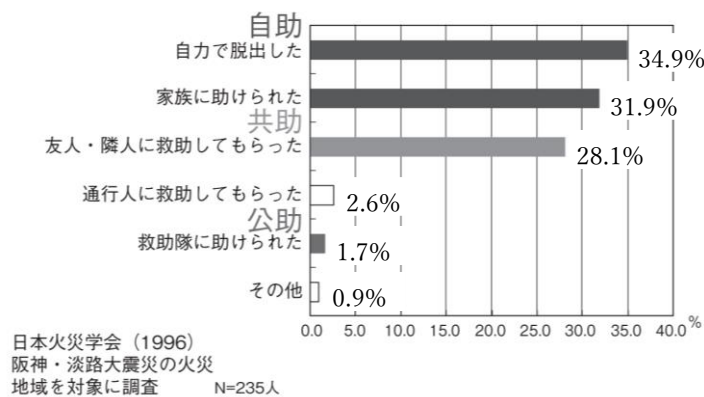
保管場所	所在地	備考
市役所 北駐車場 水防倉庫	山崎町中広瀬133番地3	
一宮市民協働センター 南側倉庫	一宮町安積1347-3	
波賀B&G海洋センター 西側倉庫	波賀町有賀29-1	
防災倉庫	千種町千草849-8	物資備蓄倉庫兼用

第2款 救助用資機材

市はチェンソーや油圧ジャッキなど、救助に要する資機材を備え、住民が発災時に活用できるよう整理点検を行う。なお、発災時に市が実施できる救助は、わずかになることが想定されることから、地域が支えあう共助の力が発揮できるよう自主防災組織や消防団の資機材拡充の支援に重点を置くものとする。

※参考

だれに助けてもらいましたか



左の図は日本火災学会が阪神・淡路大震災の後に実施した「実際に生き埋めになったり閉じ込められたりしたときに、あなたは一体だれに助けてもらいましたか」という調査の結果である。「自力で脱出した」が34.9%、「家族に助けられた」が31.9%、「友人・隣人に救助してもらった」が28.1%であった。自助による救助が約7割、共助が約3割を占める結果となった。一方で「救助隊に助けられた」は1.7%に留まっている。原因は消防能力を超える被害の大きさにあった。119番は繋がらず、また、繋がったとしても道路がガレキで寸断され、特殊車両が通行できなかった。

この調査結果は、地域で被害が発生した場合、救助に関しては自助と共助が最も重要であることを示している。

第3款 被災者用資機材

市は毛布や仮設トイレなど、被災者の生活を支援する資機材の拡充に努める。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、他市町や民間事業者などと結ぶ物資の協定が機能するよう平常時から連携を深めるよう努める。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、関係団体との連携による活動環境の構築やボランティアの受入体制の整備に努めることが重要である。以下にボランティア活動が円滑に行われるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体

2 災害ボランティアの区分

(1) 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

(2) 個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

第2款 ボランティア団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

1 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に行政機関と市社会福祉協議会、ボランティア団体が速やかに連絡をとれる体制を整備する。

2 ボランティア団体とのネットワーク整備

災害時のボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行

政機関と市社会福祉協議会、ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、ボランティア団体相互のネットワーク化を支援する。

第3款 災害時のボランティア受入体制の整備

災害発生時に被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートなどを行う災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が運営し、市は同センターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行う。

1 宍粟市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

2 地域災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第4款 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時の不確実性が高い中でボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、コーディネーターが不可欠である。宍粟市社会福祉協議会やボランティア関係団体との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

第5款 災害時のボランティアに関する啓発

災害時にボランティアによる活動が有効に行われるように、災害時のボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

第6款 ボランティア団体の支援体制等

1 宍粟市社会福祉協議会

社会福祉協議会は発災時に「宍粟市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。平常時は災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図る。

2 日本赤十字社兵庫県支部

日本赤十字社兵庫県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等の研修を通じ、災害時のボランティア活動への組織的な活動を促し、災害時のボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整える。

第8節 備蓄、調達体制の整備

被災者の生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要がある、特に食料や飲料水、生活必需品の提供が重要となる。以下に災害時に必要な物資を確保できるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 家庭内備蓄の推進

各家庭内においては、平時から最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第2款 食料及び生活必需品の公的備蓄

市民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における最大避難者数（山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部））を基準に、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもに配慮するものとする。これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。また、必要となる備蓄量を推計するとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。

1 目標数量

市は、下表の区分に従って2日分の備蓄に努める。その際、1日分は現物備蓄、もう1日分は本編第3節に示す事業者との協定をふまえた流通在庫備蓄とする。

備蓄目標数量

	市民による備蓄	行政による備蓄	
		市	県
コミュニティ域又は 小中学校区レベル	1人3日分※1 (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合計	3日分※1	2日分	1日分

※1 可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

(注) 矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

2 品目

食料や生活必需品、は、前1款に定める備蓄のほか、本章第3節に示す協定を活用する。なお、必要とされる物資や食料は時間の経過とともに移り変わるものであるため、支援物資を募集する場合は、その担当部局と避難所を運営する部局において十分調整を行うこととする。必要とされる物資は、おおむね次のとおりである。なお、実施に当たり高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する。

必要とされる食料や生活必需品

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 ミルク(粉・液体)	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩
	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品			
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品			
燃料等	LPガス、LPガス器具(卓上ガスコンロ)、小型エンジン発電機			
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレトーパー、生理用品、ティッシュペーパー、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、			

	シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、せっけん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具、防犯ブザー、ホイッスル、仮設トイレ等
--	---

※障がいのある人等に対する車いす、補聴器、ストーマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する

3 備蓄物資の保管場所

部局	保管場所	所在地	備考
本庁	宍粟防災センター	山崎町鹿沢65-3	
一宮市民協働センター	一宮市民協働センター	一宮町安積1347-3	
波賀市民協働センター	波賀市民協働センター	波賀町上野257	
千種市民協働センター	千種市民協働センター	千種町千草168	水防資機材倉庫兼用

4 備蓄の考え方

備蓄物資の保管場所は前1で示したが、物資がより迅速に避難者の元へ届くように、次の考え方で拠点備蓄と分散備蓄を推進するものとする。

(1) 拠点備蓄・・・前1の備蓄で、市役所や市民協働センターなどの地域防災拠点に備えるもの

(2) 分散備蓄・・・指定避難所や地域の避難所に備えるもの

※コミュニティ防災拠点となる地域の避難所の備蓄は「自主防災組織育成支援事業」を活用し、自主防災組織が主体的に整備を進めるものとする。

5 備蓄物資等の調達

(1) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の新物資システム（B-P L o）を活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-P L o）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設し、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。また、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続きを関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

(2) 無人航空機の活用

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

6 給与対象者

災害時に食料や生活必需品を提供する対象は、次表のいずれかに該当する人とする。

給与対象者

食料	生活必需品
避難所等に避難する被災者	住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
住家が被害を受け炊事ができない人	
病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者	
災害応急対策に従事する人	

7 物資ごとの対象者

県の地震被害想定結果（平成21～22年）において、最も大きな被害を本市に及ぼすと想定されている山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）における避難者数から物資等の給与対象者数を算出した。なお、地震被害想定が実施された当時から本市の人口が減少しているため、人口の減少率をふまえ、令和6年4月現在の人口比率から、表「年齢・性別棟ごとの避難者数（想定）」のとおり算出した。市は、表「年齢・性別等ごとの避難者数（想定）」及び

前6をふまえ、備蓄を推進する。また、市が備蓄する物資のうち、主要な品目については、表「主な備蓄ごとの対象者」を参考に、年齢や性別等の特性に応じた備蓄を推進する。なお、災害発生時に、現物備蓄が不足する市民局が発生した場合は、市役所又は他の市民局から物資の補給及び流通在庫備蓄により補うものとする。備蓄数の現況は、資料編に示す。

年齢・性別等ごとの避難者数（想定）

	①0 歳	②1～2 歳	③0～3 歳	④1、2 歳・ 80 歳～	⑤3～79 歳	⑥要介護度 3 以上	⑦10～55 歳 女性	⑧総数
宍粟市 (合計)	20	45	80	575	3,560	120	895	4,155
山崎	10	30	50	370	2,295	75	620	2,675
一宮	5	10	20	120	730	25	165	855
波賀	5	5	10	55	300	15	70	360
千種	5	5	10	45	245	10	50	295

※（注）人口減少をふまえた山崎断層帯地震（大原・土万・安富・主部南東部）における避難者数を令和6年4月30日現在の宍粟市住民基本台帳の市民局ごとの人口比率に按分

主な備蓄物資ごとの対象者

品目		対象者
食料	アルファ化米	⑤3～79 歳
	お粥・にゅうめん	④1,2 歳, 80 歳～
	パン類	⑤3～79 歳
	ミルク(粉・液体)	①0 歳
	飲料水	⑧総数
生活必需品	毛布	⑧総数
	タオル	⑧総数
	トイレットペーパー	⑤3～79 歳
	ティッシュペーパー	⑧総数
	紙おむつ(乳幼児用)	③0～3 歳
	紙おむつ(大人用)	⑥要介護度 3 以上
	生理用品	⑦10～55 歳女性

第3款 応急給水

食料や生活必需品のほか、迅速に被災者へ届けなければならないのが「水」である。本款では応急給水の基準等について定める。

1 目標給水量

目標とする被災者1人当たりの給水量は、3日目までが3L、10日目までが3～20L、20日目までが20～100L、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざすものとする。

1人1日当たりの目標給水量

期間	水量（1人1日当たり）	水の用途	給水方法
3日目まで	3L	飲み水	ペットボトル
4～10日	3～20L	調理、洗面	給水車
11～20日	20～100L	浴用、洗濯	仮設配管給水
21日目以降	100～被災前の水準	通常生活	各戸給水

2 給水体制

市は飲料水兼耐震性貯水槽（60 t）を宍粟防災センターに備えるほか、運搬給水に必要な給水タンクやポリ容器、給水袋などを備蓄するとともに、管路の復旧や仮設配管、臨時給水栓に要する資機材の確保体制を整える。また、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく市町間の訓練に参加し、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
給水車（2.8m ³ ）	1台
ポリ容器（300L以上）	5個
ポリ容器（50L以上300L未満）	2個
ポリ容器（18L以上50L未満）	149個
ポリ袋（5L以上20L未満）	400袋

第4款 衛生物資

災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用衛生物資等	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオルなど
健康管理用資材等	非接触型体温計など
運営スタッフ防護用物資等	マスク、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、靴カバーなど
避難所運営用資材等	間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式など

第9節 緊急輸送体制の整備

災害時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されるが、救命救急活動や消火活動、物資の輸送などを円滑に進めるには、道路の通行を確保することが極めて重要となる。以下に道路交通を確保するために、平常時に行うべき取組を示す。

第1款 緊急輸送道路ネットワークの形成

緊急輸送道路とは、被災者の救助に必要な物資や資機材、要員を輸送する車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象に指定する。地域防災拠点（市役所や市民協働センター、出張所）や消防署、警察署、公立宍粟総合病院などを結ぶ路線と、市外と結ばれる路線を指定するものとする。

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、生活インフラ事業者・関係機関等と連携強化を図り、迅速な復旧に努める。緊急輸送道路における新設の電柱等による道路占用を原則として禁止し、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

1 緊急輸送道路の指定状況

県と市が指定する緊急輸送道路は次表のとおりである。なお、位置図は次項に示す。

指定者	路線名	指定区間 / 区間延長	市内区間 延長	管理者
兵庫県	中国縦貫自動車道	兵庫県内 / 117.9 km	15.0 km	西日本高速道路(株)
兵庫県	一般国道29号	姫路市林田町下伊勢～鳥取県境 / 64.7 km	49.6 km	国土交通省
兵庫県	一般国道429号	千種町西山～波賀町上野 / 16.5 km	16.5 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 宍粟新宮線	山崎町船元～たつの市新宮町新宮 / 10.2 km	3.4 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 大屋波賀線	養父市大屋町若杉～波賀町戸倉 / 3.4 km	3.4 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 宍粟下徳久線	山崎町山田～佐用町下徳久 / 22.9 km	11.7 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 若桜下三河線	千種町黒土～佐用町下三河 / 13.1 km	5.0 km	兵庫県
兵庫県	主要地方道 田井中広瀬線	山崎町中広瀬～山崎町山田 / 0.1 km	0.1 km	兵庫県
兵庫県	市道宝殿線	波賀町上野～波賀町上野 / 0.1 km	0.1 km	宍粟市
宍粟市	主要地方道 養父宍粟線	一宮町安積橋～一宮町新三方橋 / 9.6 km	9.6 km	兵庫県
宍粟市	一般国道429号	一宮町新三方橋～一宮町井ノ田橋 / 0.4 km	0.4 km	兵庫県

第2款 緊急交通路の事前指定

緊急交通路は、大規模な災害が発生した際には、被災地へ向かう消防や警察、自衛隊などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行が規制される。災害対策基本法に基づいて、県公安委員会が指定するもので、県内の指定想定路は次々頁に示す40路線、市内では中国縦貫自動車道及び国道29号が対象となる。道路管理者は、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。

緊急交通路の通行には、県公安委員会が発行する「緊急」の標章が必要となる。標章は宍粟警察署へ届出を行えば交付されるが、他市町の応援などで中国縦貫自動車道及び国道29号を利用することもあることから、即時に対応できるよう通行する可能性の高い車両（防災指揮車、給水車）については事前届出を行い、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておくものとする。なお、令和5年8月以前に交付された緊急通行車両等事前届出済証も有効であるため、災害発生後において緊急通行車両としての確認を優先的に受けることができる。

輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けられることについて、周知及び普及を図る。

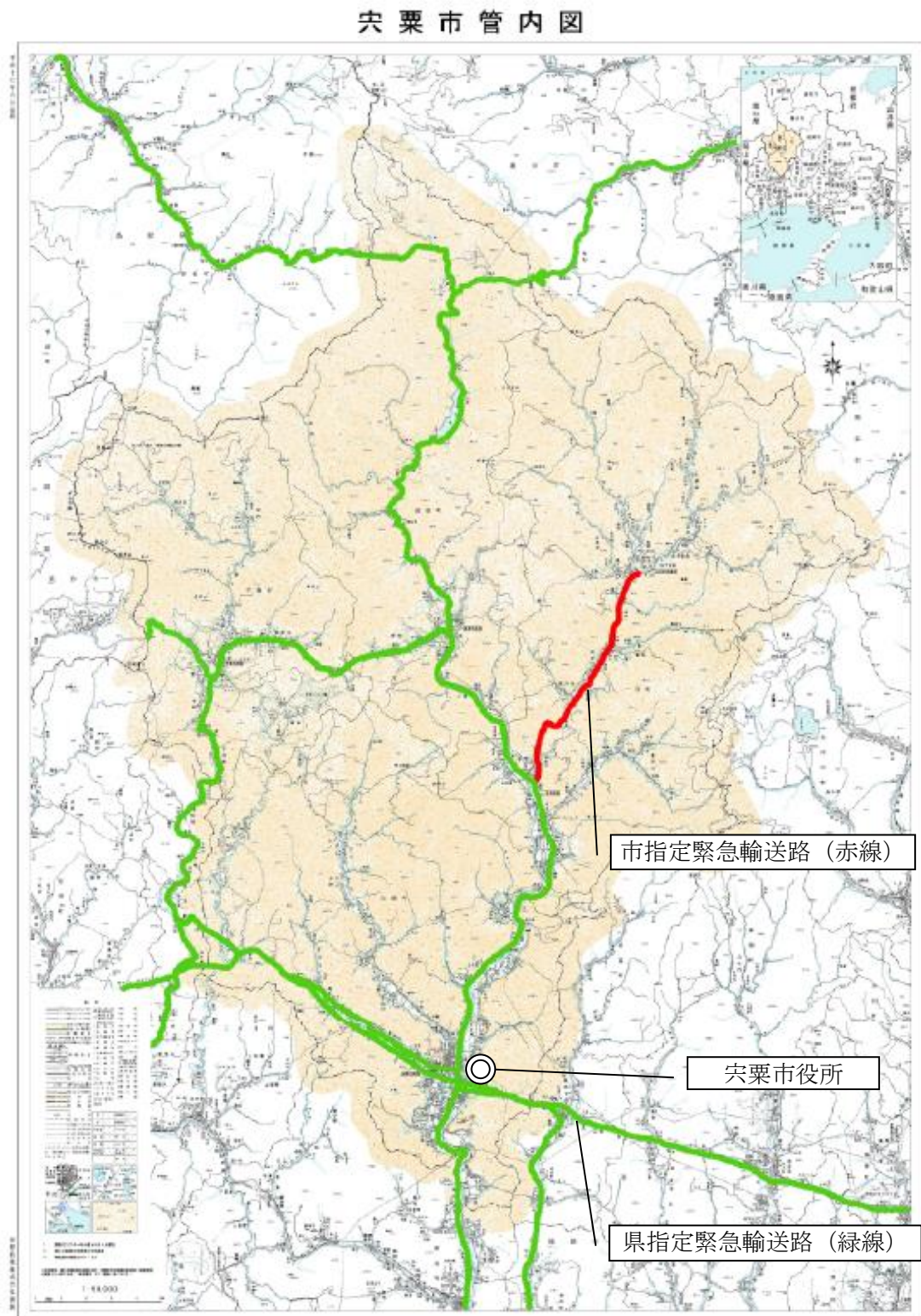
宍粟市役所所有車両の事前届出済車両

目的	車名	車番	所属
人員輸送用	トヨタ シエンタ	姫路501め3879	行政管理課
人員輸送用	トヨタ ノア	姫路501の4602	行政管理課
給水車	ミツビシ キャンター	姫路830さ1134	上下水道課
ごみ収集車	イスズ エルフ	姫路100さ9543	生活衛生課

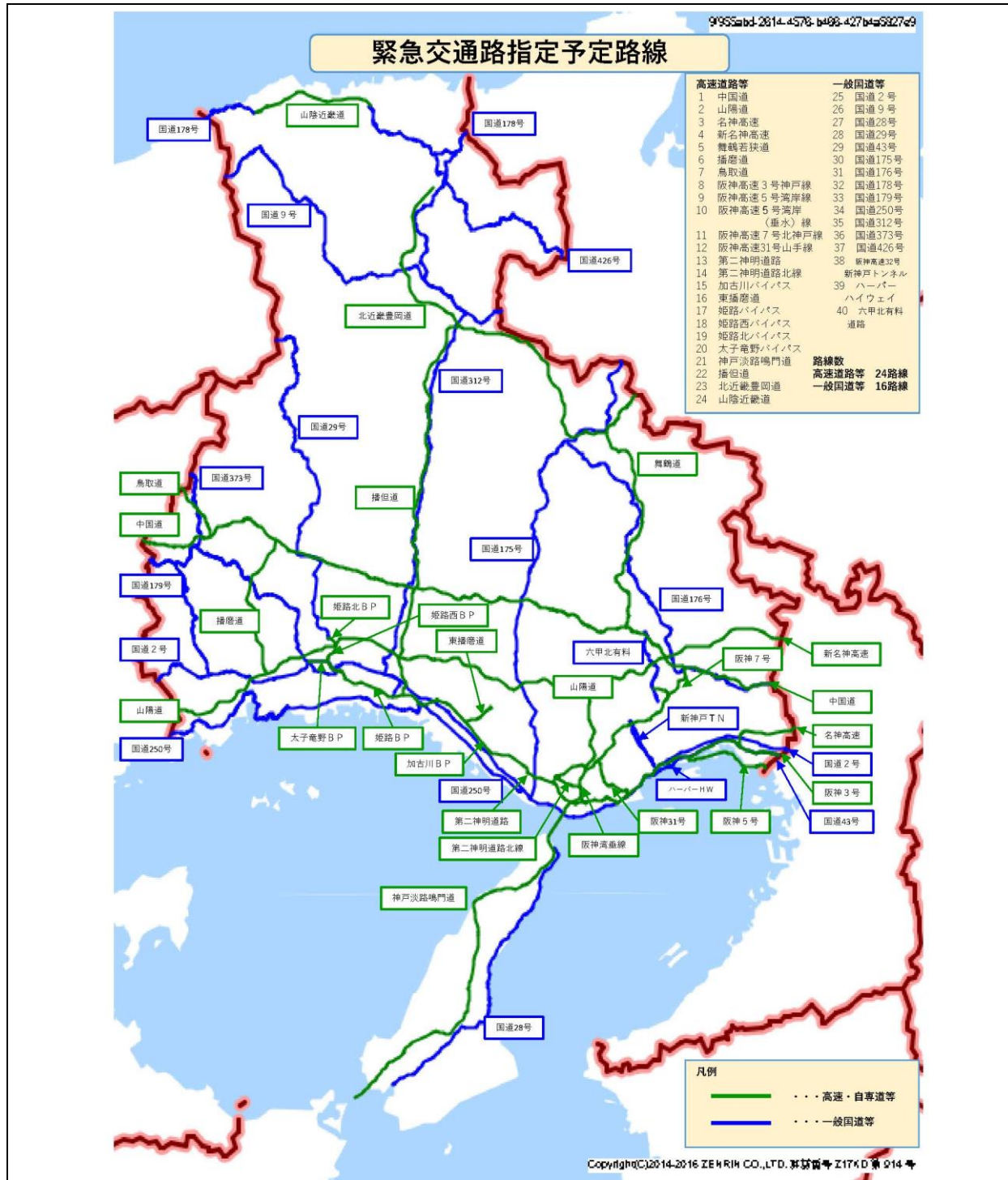
第3款 ヘリコプターの臨時離着陸場適地の活用（再掲）

緊急輸送には、第2章第5節に定めたヘリコプター臨時離着陸場適地も活用するものとする。

県、市が指定する緊急輸送道路（第1款）



兵庫県公安委員会が事前に示す緊急交通路指定予定路線（第2款）



出典：兵庫県警察ホームページ

(<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/traffic/regulation/saigai/data/rosen.pdf>)

緊急交通路の通行に必要となる「緊急」の標章（他府県の緊急交通路でも有効）



標章の諸元

- 1 A5サイズ
- 2 背景はシルバー色、記号は黄色、「緊急」と枠線は赤色、その他の文字は黒色
- 3 記号にフォログラムあり

第10節 災害医療システムの整備

災害時の医療需要に対応するため、公立宍粟総合病院の機能充実を図るとともに、宍粟市医師会との協力体制を充実させ、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。

なお、災害救急医療には、助かる可能性のある人から優先して助けるという「トリアージ」の考え方が必要であるため、応急対策時に速やかに対処できるよう平常時から関係者の意識の醸成を図るものとする。

また、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。

第1款 家庭内備蓄の推進（再掲）

各家庭内においては、平時から最低でも3日分、できれば1週間程度の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第2款 災害対応病院の指定

市は災害時に医療活動を行う災害対応病院に、公立宍粟総合病院を指定する。発災時は災害拠点病院や兵庫県災害医療センターと連携し、傷病者の治療にあたるものとする。

第3款 公立宍粟総合病院の運営

大規模災害時には、別に定める「災害医療マニュアル」及び「BCPマニュアル」により、限られた人的物的医療資源の状況の中、傷病者に必要最小限の医療を行い診療機能が維持できるように努める。

第4款 広域医療体制の確立

災害時はライフラインの途絶などにより医療機関の能力が低下することが想定されるとともに、同時多発する傷病者への対応を余儀なくされるため、重病患者や人工透析患者などの定期的な治療を要する人への対応が困難になることも想定される。災害時に適切な医療を供給するためには、広域連携が不可欠となる。

兵庫県では、平成8年に兵庫県広域災害・救急医療情報システム(Hyogo wide area disaster, medical care information system)を導入し、平成25年7月現在、県内の医療機関353、行政28、消防49、医師会36、健康福祉事務所31などを含め計500以上の機関／組織が利用している。

このシステムは、消防本部(健康福祉事務所や医師会も要請可能)がモードを切り替えて、同時に複数の医療機関に受入要請ができることで、一度に多数(5～10名以上)の傷病者を複数の医療機関に搬送しなければならないと考えられる事案で活用している。

このシステムは、災害時にモードを切り替えることにより、厚生労働省が整備している広域災害救急医療情報システム「Emergency Medical Information System(EMIS)」に連動し、情報が登録されることにより、参加医療機関の支援依頼情報(被災状況やDMATの派遣の必要性など)と支援可能な情報(災害派遣の可能な人員や患者の受入可能な数等など)が、全国のどこからでも、インターネットに接続したPCやスマートフォンで確認することができる。

被災した医療機関や救護所へDMATの派遣が必要となった場合は、このシステムを活用し、地域医療情報センター(龍野健康福祉事務所)、医務課、災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に派遣要請を行う。

また、災害時保健医療福祉活動支援システム(D24H)等のシステムをはじめとした、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めることとする。

災害拠点病院等

二次医療圏	医療機関名	救急医療体制				
		災害拠点病院	救急救命センター	D M A T 指定病院	ドクターヘリ拠点病院	ドクターカー配備病院
神戸	兵庫県災害医療センター	○	○	○	防災ヘリ対応	○
	神戸大学医学部附属病院	○		○	防災ヘリ対応	
東播磨	県立加古川医療センター	○	○	○	○	○
中播磨	県立はりま姫路総合医療センター	○	○	○	○	○
	姫路医療センター	○		○		○
	姫路赤十字病院	○		○		
西播磨	赤穂市民病院	○		○		

- 1 災害拠点病院：建物が耐震耐火構造で、資器材等の備蓄があり自己完結できること。近接地にヘリポートの確保ができる医療機関
- 2 救急救命センター：重篤救急患者の対応として高度の診察機能を備え、専用病床を確保し24時間受入可能な医療機関
- 3 D M A T 指定病院：（D i s a s t e r M e d i c a l A s s i s t a n c e T e a m）災害急性期に活動できる機能性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームを持つ医療機関
- 4 ドクターヘリ拠点病院：播磨地域を中心に救命医療を行うことのできる救急医療専用のヘリコプターを駐機し、重篤患者等に対応する基地病院
- 5 ドクターカー配備：ドクターヘリと同様に医療機器等を搭載し、医師及び看護師が同乗し重篤患者に対応するドクターカーを配備している医療機関

第5款 災害救急医療体制の整備

市は、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応の具体的手順、救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の災害時保健医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備する。

市は、ドクターヘリコプター等の臨時離着陸場の整備や宍粟市医師会をはじめとする各医療機関と兵庫県消防防災航空隊や西はりま消防組合等と連携し、救急医療体制の協力に努める。

ドクターヘリ臨時離着陸場 全42か所（令和6年3月31日）については表1、2のとおり。

市は、患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、災害医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、救急救命士に対する医師の指示体制の確立を図る。

1 消防防災ヘリコプター離発着場を兼ねる（12か所）

番号	町名	県指定場所
1	山崎町	山崎スポーツセンター
2	山崎町	本多公園グラウンド
3	山崎町	かみかわ緑地公園
4	一宮町	スポニックパーク一宮
5	一宮町	伊和高等学校グラウンド
6	一宮町	家原遺跡公園「三方の里」
7	波賀町	谷 山村広場
8	波賀町	波賀総合スポーツ公園
9	波賀町	波賀市民グラウンド
10	波賀町	鹿伏くるみの里グラウンド
11	千種町	千種中学校グラウンド
12	千種町	ちくさ高原ネイチャーランド

2 ドクターヘリコプター離発着場（29か所）

番号	町名	場所	番号	町名	場所
1	山崎町	山崎西中学校	16	一宮町	はりま一宮小学校
2	山崎町	山崎南中学校	17	一宮町	一宮南中学校
3	山崎町	山崎南小学校	18	一宮町	県立森林大学校
4	山崎町	城の子公園	19	一宮町	旧下三方小学校
5	山崎町	中国道山崎インター	20	一宮町	御形神社駐車場
6	山崎町	河東小学校	21	一宮町	旧三方小学校
7	山崎町	山崎東中学校	22	一宮町	一宮北中学校
8	山崎町	神野小学校	23	一宮町	百千家満グラウンド
9	山崎町	薦沢小学校	24	一宮町	ゲストハウス繁盛校(旧繁盛小学校)
10	山崎町	生涯学習センター学遊館	25	波賀町	波賀小学校
11	山崎町	中野ふれあい広場	26	波賀町	波賀中学校
12	山崎町	旧都多小学校	27	波賀町	フォレストステーション波賀
13	山崎町	山崎西小学校	28	千種町	旧千種東小学校
14	山崎町	土万グラウンド	29	千種町	旧千種北小学校
15	一宮町	伊和神社駐車場			

第6款 医療救護所の設置

医療救護所は、DMA Tや県（DHEAT）等を受入れる拠点となるため、大規模災害時の傷病者の救助に欠かせない。できるだけ早い段階で開設する必要があることから、あらかじめ設置する場所を次のとおり想定する。

医療救護所の設置想定場所

- 1 救助が必要な地点の公共施設（山崎文化会館など）、又は公共的施設
- 2 指定避難所

第11節 家屋被害認定士制度の整備

本節では、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士の育成や、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備について定める。

第1款 家屋被害認定士

1 家屋被害認定士の役割

- (1) 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- (2) 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- (3) 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な研修・訓練を行う。

2 被害調査の判定方法の統一化

市は、県と協力して、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化を図る。

3 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

市は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2款 被災宅地危険度判定制度

1 判定資機材の備蓄

市は、県と分担し、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

2 実施計画

(1) 実施主体

市は、危険度判定を実施する場合は、被災宅地危険度判定業務実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(2) 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。

(3) 実施方法

実施本部、支援本部、宅地判定士は、実施マニュアルに基づき、危険度判定を実施するための体制を執り、危険度判定を実施する。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第12節 廃棄物対策の充実

本節では、廃棄物対策の備えについて定める。

第1款 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定に当たっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。

また、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

計画内容としての必須の事項

目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報

第2款 応援体制の整備

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市及び県は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

2 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市が負担する。

第13節 要配慮者対策への備え

本節では、介護を要する高齢者や障がいのある人、難病を患う人など、避難行動にハンデキャップのある要配慮者対策への平常時の備えを定める。

第1款 要配慮者対策の方針

要配慮者に関する支援は、家族などによる自助と地域の共助が中心的な役割を果たすものとする。市は避難情報を発令するとともに、要配慮者と避難支援等関係者までの伝達体制の整備を図る。また、自宅で生活をする要配慮者のうち、自力で避難することが困難な要配慮者を「避難行動要支援者」と位置づけ、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者の実態把握に努め、避難支援体制の強化を図る。

1 要配慮者と避難行動要支援者の定義

要配慮者とは適切な避難行動を自力で行うことが困難な人のことで、一般的には高齢者や障がいのある人、乳幼児、妊産婦、難病患者、日本語に不慣れな外国人などのことをいう。一方で避難行動要支援者とは前述の要配慮者のうち、医療機関や家族の介助を受けている人など日常的にだれかの支援がある人を除いた人をいう。市は真に支援を要する避難行動要支援者を次のとおり定義し、重点的に避難対策にあたる。

市が定義する「避難行動要支援者」

生活の基盤が自宅にあり、避難時に支援を要する次の（１）～（６）の人

- （１）要介護認定3～5
- （２）身体障がい者手帳1、2級
- （３）療育手帳A
- （４）精神障がい者保健福祉手帳1級
- （５）難病認定者（県から情報提供がある人）
- （６）市又は自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 市が担う支援対策

市は次の対策を通常の業務に位置付け、各部局において対策の実施に備える。

対策順	市の対策部	支援内容
1	まちづくり部	避難情報（高齢者等避難）の発表に関する体制整備
2	まちづくり部 健康福祉部 総務部	要配慮者や要配慮者利用施設等と避難支援等関係者への避難情報伝達体制の整備
3	健康福祉部	避難行動要支援者の特定と情報提供を行うための本人同意の取得及び同意を得た個人情報の事前提供
4	まちづくり部 健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報の提供に関する体制整備
5	健康福祉部	避難行動要支援者の安否確認のための体制整備
6	健康福祉部	共助による支援が届かない要配慮者に対する緊急措置に関する体制整備
7	教育委員会事務局	要配慮者の避難生活支援に対する避難所運営のための体制整備
8	まちづくり部 各市民局まちづくり推進課	平時から市としての自主防災組織への啓発

3 自主防災組織や消防団などの共助が担う支援対策

- (1) 市が提供する避難行動要支援者の避難行動支援と生活支援
- (2) 自主防災組織が把握する要配慮者の避難行動支援と生活支援

第2款 避難行動要支援者名簿の整備

1 個人情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、本人の同意を得て、名簿情報を提供する。ただし、本人に同意を求めた場合において、本人による不同意の意思表示が明示されなかったときは、本人の同意を得たものとして取り扱う。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、本人の同意なく名簿情報を提供する。新たに避難行動要支援者の定義に該当する人には、それぞれの申請手続き時などに説明の上、同意を得るものとする。個人情報を提供する避難支援等関係者となる者は次のとおりとする。

避難支援等関係者

- (1) 自主防災組織
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 西はりま消防組合穴栗消防署
- (4) 穴栗警察署
- (5) 穴栗市社会福祉協議会

なお、個人情報を扱う避難行動要支援者名簿の信頼性を高めることが、情報の共有化を進めることにつながることから、提供先には個人情報の保護に関する法律及び穴栗市避難行動要支援者個人情報提供に関する条例を周知する。

2 共有すべき個人情報の種類

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 心身の状況や必要な支援の内容

3 避難行動要支援者名簿の更新と管理

市は適宜、避難行動要支援者名簿の確認作業を実施するとともに、登録情報の更新を行う。
また、避難行動について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の理解を深める取組を進める。

なお、避難行動要支援者名簿は避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理を徹底する。

第3款 個別避難計画の整備

市は、災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことをふまえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難支援等関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、個別避難計画を作成・共有するなど地域における支援体制の整備に努める。

なお、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。

1 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成方法は、避難行動要支援者やその家族などが自ら作成する方法（以下「セルフプラン方式」という。）と市や自主防災組織などが避難行動要支援者等とともに作成する方法とがある。人工呼吸器や酸素供給装置などを利用する難病患者等に対しては、消防署や病院など関係する機関と連携し、避難支援等関係者とともに病院等への搬送方法などを具体化する。

被災者支援業務の迅速化・効率化のため、国のクラウド型被災者支援システム等の当該業務を支援するシステムを活用するよう積極的に検討する。

2 個人情報の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意を得て、個別避難計画情報を提供する。

3 共有すべき個人情報の種類

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 心身の状況や必要な支援の内容
- (7) 住居の状況
- (8) 避難支援等関係者の連絡先
- (9) 緊急時の家族・親族などの連絡先
- (10) 避難ルート
- (11) その他避難行動に必要な事項

4 避難行動完了までの目標時間

避難行動の迅速化に努めるため、次の経過時間を基準に計画を作成する。

- (1) 高齢者等避難の発令から20分…避難行動要支援者と避難支援等関係者が避難行動を開始
- (2) 〃 の発令から90分…避難行動完了

5 個別避難計画の更新と管理

市は適宜、個別避難計画の確認作業を実施するとともに、登録情報の更新を行う。また、避難行動について、避難行動要支援者と避難支援等関係者の理解を深める取組を進める。

なお、個別避難計画は避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理を徹底する。

6 個別避難計画の活用

市は発災時、避難支援等関係者や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難行動を確認する。また、避難所での安否確認や避難所生活の支援にも、個別避難計画を活用するものとする。

平常時は避難支援体制の整備に向けた取組に活用するとともに、ハザードマップや避難場所を地図情報（GISを含む）と組み合わせ、現状の課題を視覚的に把握するよう努める。災害時には限られた人員を効果的に投入し、戦略的な避難支援を実施できるように常に整理を行う。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の意義、あり方をまちづくり部が中心となって自主防災組織や自治会などの地域の関係者に説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておく。

避難支援は、避難しようとしている人を支援するものであり、支援者本人が、想定される災害の状況を正しく認識し、避難が必要であることや無事に避難し得ること等の理解は、個人情報提供に係る同意を得る段階で得ておく。

避難支援等関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者は、助けられない可能性もあることを理解してもらう。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難の実施において負傷等があった場合は、災害対策基本法に基づく補償の対象となる。

8 訓練・研修の実施

要配慮者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地域住民等を対象に研修会等を開催し、要配慮者支援に必要な人材の育成に努める。

自主防災組織等は、個別避難計画に基づく防災訓練等に取り組む。

第4款 情報伝達体制の整備

市は平常時から避難行動要支援者の安否確認や緊急措置などの対策を実施するため、連絡体制の確立に努める。

1 市と地域の連絡体制

市の連絡窓口は健康福祉部が担い、地域の連絡窓口は①避難支援等関係者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織の連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。

不在者を想定し複数のルートを設けるが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないよう配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、

できるだけ①避難支援等関係者、若しくは②民生委員・児童委員を優先する。

2 市と福祉関係者との連携

平常時から要配慮者と接する社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員、障がい者団体等の福祉関係者と、健康福祉部担当者並びに防災担当者が連携を深める。

市は、これらの関係者が集まる連携会議が必要と認める場合に開催するものとする。

また、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

3 避難情報の伝達

要配慮者や要配慮者利用施設等に避難情報が確実に届くように、複数の媒体を活用し情報を発信する。また、これらの手段が避難行動要支援者に活用されるよう、その啓発に努める。

要配慮者利用施設等においては、毎年5月までに関係部局と施設名簿の更新作業を行い、避難情報等の一斉FAXの送信に備える。

(1) 聴覚に障がいのある人への伝達手段

- ① しそう防災ネット電子メール
- ② ホームページ
- ③ 市公式SNS
- ④ テレビ放送
- ⑤ FAX

(2) 視覚に障がいのある人への伝達手段

- ① しーたん通信
- ② しそう防災ネット電子メール（メール読み上げ機能のあるパソコンや、携帯電話などの端末）

(3) 日本語があまり理解できない外国人への伝達手段

- ① ひょうごEネット電子メール及びスマートフォンアプリ（英語・韓国語・ベトナム語・中国語（簡体字・繁体字）・ポルトガル語・フランス語・ドイツ語・インドネシア語・イタリア語・スペイン語・タイ語）
- ② コミュニティFM、FM放送

(4) 要配慮者の安否確認に活用できる手段

- ① 災害用伝言ダイヤル「171」
- ② 災害用伝言板サービス、災害用伝言板（web171）（携帯電話を使用した安否確認サービス）



第5款 避難所における支援

本款では、避難所を開設してから市が実施すべき要配慮者の対策を定める。

1 避難所における要配慮者支援の方針

避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、介助者の有無や障がいの種類、程度などに応じて優先順位を決める。高齢者や障がいのある人などの枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応するものとする。

2 健康福祉部の避難所における支援

(1) 通常の避難所における支援

健康福祉部は指定避難所の避難者名簿などから安否確認を進め、確認できない避難行動要支援者を救助する手立てを講ずる。また、避難所の運営にあたる教育委員会事務局と連携し、要配慮者に対する生活支援を行う。保健師などからなる支援班を編成し、要配慮者のニーズに対応するものとする。

(2) 福祉避難所の開設支援

福祉避難所とは、要配慮者のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を設置した場合、おおむね要配慮者10人に1

人の生活相談職員（生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器などの器物、紙おむつ、ストーマ用装具などに要する費用の国庫負担を受けることができる。

福祉避難所は、施設がバリアフリーで生活相談職員の確保が比較的容易である「市保健福祉センター」等を活用する。また、適切な場所に施設がない場合は、民間の旅館、ホテルなどの借り上げや、応急的措置として特別教室や保健室など、一般の居住区画とは別の部屋を「福祉避難室」として対応するよう教育委員会事務局に要請する。

なお、介護保険関係施設の要配慮者の受入れには限界があるが、事業者と協定を結ぶなど、災害時に要配慮者の緊急入所ができるよう平常時の連携に努める。

（３）広域応援（派遣）職員の効果的な活用

避難所での要配慮者に対する医師や保健師、福祉関係者などの果たす役割は大きい。広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに災害対策本部を通じて県や協定締結市町に応援を要請する。避難所では派遣された保健師などを積極的に活用するとともに、効率的かつ効果的な活動が実施できるように、派遣された職員と十分な調整を行う。また、応援する側の市町へは、次の体制をとるよう要請する。なお、本市が応援する側である場合もまた同様の体制をとるものとする。

- ① 関係者の情報共有や支援活動の調整を担当する職員を確保すること
- ② 直接的な支援活動をする職員の後方支援（自らの衣食住、支援活動に必要な資機材の確保など）を担当する職員を確保すること
- ③ 基本的に１週間以上の活動期間とすること
- ④ 派遣された職員に過度の負担がかからないようローテーション勤務を実施すること
- ⑤ 派遣された職員は活動記録などによりスムーズな交替が実施できるよう努めること

（４）連携の構築

被災地には広域的な行政の応援やボランティアなど、さまざまな人的物的資源が集結する。これら関係者と積極的に情報を共有し、効率的かつ効果的な支援活動を実施することが重要となる。このため、「要配慮者避難支援連絡会議」を適宜開催し、各支援活動の実施状況や人的物的資源の状況、要配慮者ニーズの共有化を図る。関係機関などは、支援活動の状況把握や調整を担当できる職員を派遣する。なお、必要な場合は、要配慮者の支援に携わる派遣職員やボランティアからの相談に応じる「要配慮者支援センター」の設置を検討する。

３ 教育委員会事務局の避難所における支援

教育委員会事務局は、要配慮者の避難所での生活を守るため、施設の段差の解消や手すりの設置、トイレの洋式化などを進めるものとする。そのほか、自主防災組織や福祉関係者、避難支援等関係者の協力を得つつ、支援を要する高齢者や妊産婦、乳幼児などのニーズ（介護職員、手話通訳、要約筆記、マット、畳、段ボールベッド、毛布など）を把握し、必要な対策を災害対策本部へ要請するとともに、独自に対応できる対策を実施する。なお、要配慮者用の避難所として開設する福祉避難所（健康福祉部）が開設されない場合は、一般の居住区画とは別の和室などに「福祉避難室」を設け、要配慮者の生活の場を確保する。

第14節 要配慮者利用施設の避難確保対策

第1款 要配慮者利用施設の管理者等の義務

資料編に掲載している要配慮者利用施設で、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に設置されている施設の管理者等は、水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2により、災害が発生するおそれがある場合における当該施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、浸水想定区域外又は土砂災害警戒区域外に設置されている要配慮者利用施設についても、起こりうる災害を想定して、避難確保計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。

市は、要配慮者利用施設の管理者等に対して、避難確保計画の策定及び訓練の実施について必要な助言又は勧告を行うものとする。

第2款 要配慮者利用施設への連絡体制の充実

市は、要配慮者利用施設と災害時の情報伝達体制の整備をし、定期的に確認を行うものとする。

第15節 避難行動のあり方と避難所の選定

避難とは安全な場所に退避し、難を逃れることである。避難路が安全かどうかを事前に確認せず避難所へ向かうのは、望ましい行動であるとはいえない。住民は自助の精神に基づき、「自らの命は自ら守る」を実践し、より安全な避難行動を選択することが大切である。平時から一時（いっとき）避難場所と指定避難所、避難経路を検討、把握しておく必要がある。市はできる限り正確で迅速な避難情報の伝達に努めるとともに、市が定義する要配慮者の避難支援にあたる。

また、避難に関する体制整備に当たっては、災害が重複して発生し得ることを考慮するとともに、地域の特性に応じた避難施設の確保や、避難路等の整備の推進に努める。

本節では市が平常時に周知すべき避難行動のあり方と、指定避難所の設定方針などを定める。

第1款 避難行動のあり方

市は避難行動に必要な次の考え方を広報紙や、職員出前講座などの機会に周知し、自助を促すものとする。また、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図る。

指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、第3編から第5編の応急対策に示すとおり、特定の災害には対応できない施設がある。指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- 1 あらかじめ自らの一時避難場所と指定避難所、安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、避難経路を把握し、安全な避難行動を選択する。市内での避難が困難な場合、広域避難を検討する。
- 2 防災災害情報を幅広く収集する。
- 3 あらかじめ警戒レベルに応じた避難のタイミングを検討しておく。なお、家屋が流出したり、浸水したりするおそれがある地域の人は早めの避難を心がける。
- 4 自助による避難が困難な人は、自主防災組織や隣保、消防団などに、あらかじめ支援を要請する。
- 5 予定する避難場所へたどり着くことが困難な場合は、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難場所に向かう。
- 6 浸水深が50cm(膝上)を上回る場合の避難は大変危険である。流速が早い場合は浸水深が20cm程度であっても歩行が困難である。また、浸水深が10cm程度であってもマンホールや用水路の位置が分からず危険である。逃げ遅れた場合は、自宅が河川から離れており浸水想定深が3m未満であれば、洪水流を避け自宅の2階以上に垂直避難を行う。

- 7 洪水や土砂災害の危険がある場合、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではない。一時的に頑丈な建物の2階以上へ逃れ、安全を確認した後、避難場所へ向かう。
- 8 自動車は浸水深が20cm程度でコンピュータが冠水し停止するおそれがある。また、ドアが水圧で開かず、脱出できないこともあることから、自動車での避難はできる限り避ける。
- 9 避難行動の妨げにならないよう非常持出品（懐中電灯、貴重品、食料、衣料、日用品、常備薬、お薬手帳など）はリュックサックなどで携行する。

第2款 避難所の選定

市は、学校や市管理施設等の公共的施設を対象に収容人員や災害に対する安全性等を考慮し、あらかじめ指定避難所及び指定緊急避難場所を選定する。指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図り、図記号を使用した標識の見方に関する周知に努める。ただし、被害程度や避難者の状況に応じて、コミュニティ防災拠点（自治会館等）や民間施設を指定避難所として新たに指定できるものとする。避難生活を余儀なくされる被災者の立場を考慮し、柔軟に避難所の事後指定を行うものとする。

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき指定する指定緊急避難場所は、災害からの危険を回避するために、災害の危険が及ばない場所又は施設を市が指定する。市は小中学校の校舎や運動場、市所有の公園、野球場を中心に指定緊急避難場所と位置付ける。

ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、市が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定緊急避難場所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

また、必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。

2 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づき指定する指定避難所は、一時的に危険を回避するために、また避難生活が長期にわたる場合は生活の拠点になる場所となる。市は小中学校を中心に指定避難所と位置付け、担当職員を配置し運営を行う。指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、市が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

（1）広域避難及び広域一時滞在への配慮

指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になり得ることについてあらかじめ同意を得るよう努める。

大規模広域災害のおそれがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

（2）自動車避難対策

自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症の自宅療養者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情をふまえ、自動車避難又は車中泊避難を受入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。

やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の

支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

(3) 学校の指定における留意点

学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と市（危機管理課）は十分協議し、「学校における避難所運營業務及び市町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

(4) 感染症対策

避難所において、新型インフルエンザ等感染症（指定感染症及び新感染症を含む）の感染症患者が発生した場合や有症状者の避難等に適切に対応できるよう、平常時から危機管理課と健康福祉部が連携する。また、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。これらのことが円滑に行えるよう平常時から関係機関との調整に努めるものとする。

3 福祉避難所と福祉避難室

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者や障がいのある人などの要配慮者の避難生活が円滑に送られるよう市は、事前に旧町ごとの保健福祉圏域を単位に1か所以上の福祉避難所を設定する。また、まさに災害が起ころうとしている時点では、各指定避難所に福祉避難室を設け、要配慮者を支援する。なお、福祉避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

(1) 相談体制及び情報伝達体制の整備

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

(2) 受入対象者の公示

福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示する。

福祉避難所で受入れべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

第3款 在宅避難者対策

在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

第4款 避難者の受入れ

住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受入れる方策について定めるよう努める。

第5款 避難所管理運営体制の整備

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。また、避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備することとする。

第6款 施設、設備の整備

- 1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化、空調設備を設置することを目標とし、電力および通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。
- 2 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、衛星携帯電話・衛星通信を活用し

- たインターネット機器等の情報収集機器、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。
- 3 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性の視点にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
 - 4 過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況をふまえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
 - 5 平常時から、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸や給水タンクの整備等をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく
 - 6 指定避難所だけでなく、協定を締結した避難所についても、あらかじめ情報を把握する。

第7款 避難所運営組織の育成

- 1 自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
- 2 自主防災組織等は、地域の居住者、要配慮者に関する情報を把握するよう努める。
- 3 災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

第8款 避難所運営マニュアルの作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

避難所管理運営指針（兵庫県 平成25年版）の主な内容

基本方針	避難所の目的、機能、対象者 等
一般避難所	避難所指定方針 管理運営体制の整備 避難所の施設・設備、備蓄、通信手段 避難所不足への対応 管理責任者の配置と役割 避難者・避難所の情報管理、要配慮者の保護 食料・生活物資等の提供 女性及び要配慮者等への配慮 健康、衛生環境、広報、相談対応 等
福祉避難所	福祉避難所の目的、機能、対象者 福祉避難所の指定 必要な施設設備、物資・器材、人材 社会福祉施設、医療機関等との連携 運営体制の確保 等

第9款 感染症に対応した適切な避難対策

県が作成した「新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進する。また、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映する。

新型コロナウイルス感染症等感染症に対応した避難所運営ガイドライン（兵庫県 令和2年6月策定、令和5年5月改定）の主な内容

フェーズ0	事前準備 ・感染対策を考慮した収容人員の確認 ・十分な避難所数の確保 ・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用スペース又は専用避難所の確保 ・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備 ・適切な避難所運営を行うための体制の構築 ・住民への事前周知
フェーズ1	避難 ・適切な避難先の提示 ・避難情報発令時の留意事項
フェーズ2	避難所開設・受入れ・運営 ・避難所の開設 ・避難所の受入れ ・避難所運営
フェーズ3	避難所解消

第10款 避難情報の発令対策

避難情報を発令する際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第16節 水防対策等の充実

本節では、水災による被害の軽減を図るため、水防対策について定める。

第1款 雨水出水浸水想定区域の指定・公表

市長は、水防法に基づく、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

第2款 要配慮者利用施設に対する対応

市は、浸水想定区域内に位置している施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域内に所在する高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者利用施設は、自衛水防組織を設置するよう努め、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。（水防法第15条の3）

市は対象となる施設が自衛水防組織の設置を行う場合には、アドバイスなどの協力を行う。なお、要配慮者利用施設一覧については、資料編に示す。

第3款 住民への周知

浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、市は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。また、避難場所、避難経路の総点検を行い、必要に応じてハザードマップの修正等を行う。

第4章 住民参加による防災力の向上

平成21年台風第9号及び平成30年7月豪雨による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。防災や減災の知識は、一部の専門家が知っていればよいものではなく、広く住民に根付くものでなければならない。

市は、平成21年に宍粟市が台風第9号で被災した8月9日と平成7年に阪神・淡路大震災が発生した1月17日を各家庭において防災や減災について話し合う機会として「家族防災会議の日」に制定した。

本章では、自助と共助がめざす「減災」について、取り組むべき活動を定める。

第1節 防災知識の普及

住民や職員が備えるべき防災に関する知識とその普及方法を以下に示す。

第1款 住民が備えるべき事項

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という自助の精神を基本に、家庭や地域、職場などで減災への取組を行うよう促し、自主防災思想の普及と徹底を図る。なお、市が周知すべき事項とその手段は次に示すとおりである。

1 周知が必要な事項

- (1) 本地域防災計画の概要
- (2) 地域防災の担い手となる「防災士」資格の取得と育成
- (3) 「自主防災マップ」と「わがまち防災ファイル」の作成
- (4) 自助と共助による減災力の向上と危機意識の醸成
- (5) 第3章第13節に示す避難行動のあり方
- (6) 次表に掲げる住民が備えるべき心得
- (7) 地域における「マイ避難カード」作成の普及促進

平常時の心得	災害発生時の心得
① 地域の災害危険度の把握 ② 住宅の耐震性の確保と家具類の固定 ③ 家族の連絡体制の確保（災害用伝言ダイヤルや伝言板の活用） ④ 火災の予防 ⑤ 救急救命措置の習得（救急救命講習） ⑥ 避難路と避難場所の把握 ⑦ 食料や飲料水、物資の備蓄（最低3日分、できれば1週間程度） ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食など） ⑨ 自主防災組織の拡充 ⑩ 要配慮者への避難支援対策 ⑪ ボランティア活動への参加など	① テレビやラジオなどによる情報の収集 ② 自らの命を守る行動 ③ 出火防止と初期消火 ④ 要配慮者の避難支援 ⑤ 避難誘導 ⑥ 安否確認 ⑦ 救助活動 ⑧ 自宅と周辺地域の被災状況の把握 ⑨ 避難所での活動 ⑩ 自主防災組織での活動 ⑪ 自動車運転中や旅行中の対応など ⑫ 避難行動への負担感、これまでの経験等のみ に照らした危険性の判断、自身は被害にあわ ないという思い込み（正常性バイアス）の克服 ⑬ 避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許さ れない」意識の徹底

2 周知の方法

- (1) 職員出前講座等の活用
- (2) 宍粟防災センターの活用
- (3) 広報紙や印刷物による普及
- (4) 広報車の巡回による普及

- (5) しそうチャンネルによる普及
- (6) 映画やビデオによる普及
- (7) 標語、図面、作文等の募集による普及

第2款 職員が習熟すべき事項

職員は防災担当者であるなしに関わらず、次の防災知識の習得に努めるものとする。また、それぞれの業務を通じて関わる応急対策の対応能力を磨くとともに、対策部ごとに必要な業務を整理した職員初動マニュアルの充実化に取り組むものとする。

- 1 市の防災体制と防災上処理すべき業務
- 2 災害発生時の配備計画とそれぞれが分担する任務
- 3 各関係機関等との連絡体制と情報収集伝達活動
- 4 関係法令の運用
- 5 災害発生原因についての知識
- 6 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- 7 その他

第3款 児童生徒に対する防災教育

学校の教育活動を通じて過去の災害での教訓を伝えるとともに、次の知識を身に付けさせるために地域の実情に即した防災教育を行う。

- 1 災害の種類や原因、必要な対策をとりあげ、防災知識の向上を図る。
- 2 防災訓練を実施し、初期消火や避難行動を習得させる。
- 3 防災施設や防災関係の催しなどでの体験学習を通じて、災害の脅威と減災の必要性などを学習するとともに、災害に対する平常時の心得や災害時に必要な行動などについて指導する。
- 4 パンフレットの配布やポスターの掲示、啓発ビデオの上映などにより意識の啓発を行うとともに、防災に関する図画、作文などにも取り組み、防災意識の向上に努める。
- 5 ボランティアの理念について習得を図るとともに、実践活動に取り組む。
- 6 防災教育実施ボランティア団体の活動を推進するために関係機関との調整を行う。

第2節 自主防災組織の育成

消防団とともに共助の中核的役割を担うのが自主防災組織である。第3章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時に最も身近にある地域での助け合いが、減災には不可欠であることから地域住民の防災意識の向上と促進活動を図る。本節では、地域を単位とする自主防災組織の活動内容について定める。

第1款 実施機関

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実化を図る。共助の中核を担う自主防災組織の育成は、市の最重要防災対策の一つであり、その育成の度合いが減災力そのものであると認識しており、自主防災組織が自ら行う救助資機材や情報関連機器の整備事業に対して、宍粟市自主防災組織育成支援事業補助金を支給している。住民は災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動に積極的に参加し、自らの地域の減災に寄与するよう努めるものとする。

第2款 自主防災組織の取組

自主防災組織が取り組むべき活動内容は、次に示すとおりである。

1 組織の結成

自主的な防災活動を行うには、住民同士が連帯感に基づいて活動することが必要なことから、自主防災組織は自治会を1つの単位として組織するものとする。ただし、過疎化の著しい地域については、この限りではない。

2 活動計画の作成

自主防災組織は、それぞれの規模や態様に応じて規約と活動計画を定め活動するものとする。なお、計画に盛り込むべき事項は次のとおりである。

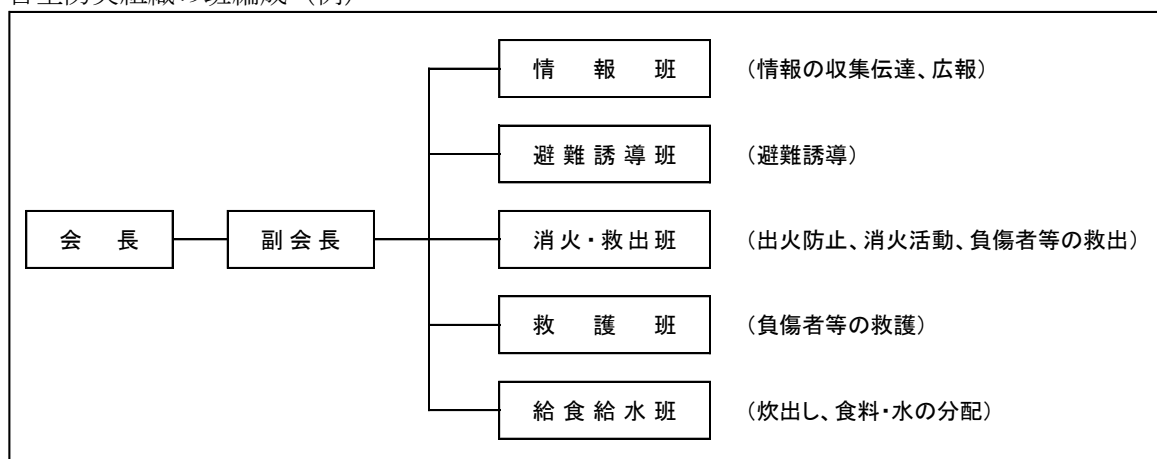
- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難路、避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること（食料、飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

3 組織の編成

組織は会長、副会長、情報班、避難誘導班、消火・救出班、救護班、給食給水班など、おおむね次図に掲げる例を参考に編成する。これにとらわれず、隣保ごとに細分化して班編成を行うことも考えられる。なお、組織編成に当たっては、次の(1)～(4)に留意するとともに、地元消防団との連携手段についてもあらかじめ定める必要がある。

- (1) 女性や若者の参加と昼と夜、いずれの場合でも活動に支障がないよう組織を編成する。
- (2) 水害や土砂災害の危険性が高い地区は、水防班やがけ地巡視班などを設ける。
- (3) 地域内の事業所の自衛消防組織や従業員についても、一定の役割を担える場合は、その役割を位置付ける。
- (4) 活動班員には地域の専門家や経験者を配置し、組織の活動に実効性をもたせる。

自主防災組織の班編成（例）



各班の活動内容

役割	平常時	災害時
本部	1 年間活動計画や予算、決算の作成 2 市や防災機関との協力体制作り 3 役員会等の開催	1 各班の指揮監督 2 被害状況の把握 3 市や防災機関との相互連絡
情報班 (連絡員)	1 広報活動 2 被災状況の把握方法の研究 3 市や防災機関との伝達方法の検討	1 広報活動 2 被害状況の把握と集約 3 市や防災機関との相互連絡
避難誘導班	1 避難経路や一時避難場所の安全点検 2 地域内の危険箇所の調査と安全対策 3 避難所運営方法の研究	1 避難経路の安全確認と決定 2 避難誘導と避難途上の安全確保 3 避難所の運営
消火・救出班	1 消火器材の操作習熟 2 資機材の保守点検 3 消火訓練の実施 4 消防団との連携調整 5 負傷者等の救出方法の検討	1 初期消火 2 消防署と消防団の後方支援 3 負傷者等の救出
救護班	1 要配慮者の情報収集と支援方法の検討 2 負傷者等の搬送方法の検討	1 要配慮者の支援 2 負傷者等の医療機関への搬送 3 負傷者等の状況把握
給食給水班	1 給食給水、救援物資の配布方法の研究 2 炊き出し・給水用資機材の保守点検	1 水、食料の確保 2 救援物資の配布 3 炊き出しの実施

4 備蓄の推進

自主防災組織は地域の中核組織として、次の資機材を備えるものとする。なお、資機材の整備に当たっては、市の支援制度を活用するものとする。

自主防災組織が備えるべき資機材

区分	内容
初期消火用資器材	可搬式散水装置、街頭用消火器格納箱、街頭用消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、消防用ホース、筒先、消火栓用キーハンドル、可搬式消防ポンプ、その他初期消火活動に必要な資器材
救助用資機材	発電機、投光器、チェンソー、はしご、救命ロープ、その他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、リヤカー、防災井戸、担架、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）、その他救護活動に必要な資機材
水防用資機材	土のう袋、鉄杭、救命胴衣、その他水防活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	警笛、旗、腕章、ヘルメット、拡声器、その他避難誘導に必要な資機材
情報通信用資器材	携帯用無線通信機、携帯用ラジオ、その他情報通信に必要な資器材
感染症対策用資機材	間仕切り、段ボールベッド、その他感染症対策に必要な資機材
保管用施設	上記防災資機材の保管用格納庫

5 わがまち防災ファイルの作成

自主防災組織は、組織表や資機材台帳、人材台帳、要配慮者台帳などを整理するために、市が進める「わがまち防災ファイル」の作成に取り組むものとする。

6 自主防災マップの作成

自主防災組織は、避難経路や避難場所、危険箇所などを把握するために、「まち中歩き」を実践し、自主防災マップにその成果をまとめるものとする。

7 防災訓練の実施

自主防災組織は次表を参考に、地区ごとに予想される災害に対応した訓練を実施する。また、市が実施する総合防災訓練にも積極的に参加するものとする。

自主防災組織が実施すべき訓練の例示

災害種別	訓練内容
火災	消火器や消火栓、可搬ポンプなどの取扱い訓練、避難訓練など
水害	水防訓練、避難訓練など
土砂災害	避難訓練など
地震	倒壊家屋からの救出訓練など
その他	要配慮者の参加する避難誘導訓練 負傷者の手当と救命訓練 給食給水訓練

8 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。（災害対策基本法第42条の2）

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

9 フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）の活用

フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）は、兵庫県が条例に基づき実施する信頼性の高い制度である。この制度は阪神淡路大震災の教訓「助け合い（共助）」の精神に基づき考案され、平成17年9月に創設されたもので、地震保険、その他共済に加入していても給付される。平成21年台風第9号による災害では、創設以来初の給付金が支給された。市内では13戸に計1,250万円（平成24年11月末時点）が給付され、復興への大きな力となった。自主防災組織は、この制度の趣旨を広め加入を促進する。また、市は自助の一助となる本制度への加入を促進するため、住民一人ひとりへの広報活動に努めるものとする。なお、制度の概要は次のとおりである。あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を推進する。

住宅再建共済の加入負担金（令和8年3月31日現在）

対象者	兵庫県内に住宅を所有する人	対象となる災害
住宅再建共済の加入負担金	1戸年額5,000円	地震・台風・水害等あらゆる自然災害
準半壊特約の加入負担金	1戸年額 500円（特約分）	
家財再建共済の加入負担金	1戸年額1,000円（単独加入1,500円）	

住宅再建共済制度の給付額（本体制度：半壊以上を対象とする制度）

給付金の種類	給付の対象	給付額
住宅再建共済給付金	半壊以上の被害で住宅を建築、購入	600万円
	全壊で住宅を補修	200万円
	大規模半壊で住宅を補修	100万円
	半壊で住宅を補修	50万円
	半壊以上の被害で住宅を建築、購入、補修せずに新たな住宅等に入居	10万円

※県外での建築・購入の場合は1／2とする。

※加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

- ・県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- ・建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

住宅再建共済制度の給付額（付加制度：準半壊（損害割合10%以上）を対象とする制度）

給付金の種類	給付の対象	給付額
住宅再建共済給付金	準半壊（損害割合10%以上）で新たな住宅を建築・購入・補修	25万円
	準半壊（損害割合10%以上）で住宅を建築、購入、補修せずに新たな住宅等に入居	10万円

※県外での建築・購入の場合は1／2とする。

※加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

- ・県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。
- ・建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

家財再建共済制度の給付額

給付金の種類	給付の対象	給付額
家財再建共済給付金	全壊で家財を補修、購入	50万円
	大規模半壊で家財を補修、購入	35万円
	中規模半壊・半壊で家財を補修、購入	25万円
	床上浸水で家財を補修、購入	15万円

※賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

第3節 消防団の育成

自主防災組織とともに共助の中核的役割を担うのが消防団である。第3章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時に最も身近にある消防団の献身的な活動が減災には不可欠である。本節では、あらゆる災害で主体的に活動を行う消防団の活動内容や組織の育成方法について定める。

第1款 基本の方針

- 1 市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織（消防団）の充実を図る。
- 2 消防団は消防組織法第1条の規定に基づき、水火災、又は地震災害などを防除し、及びこれらの災害の被害の軽減に努める。
- 3 消防団の機能を継続的に保ち、さらなる強化を図るため、団員数の確保や消防団の育成強化対策を推進する。

第2款 活動

消防団は、災害発生時における警戒巡視や避難誘導、避難情報の伝達、救助救出活動のほか、平常時においては、訓練や広報活動に従事する。活動に当たっては市や自主防災組織を始めとする防災機関と緊密な連携をとって任務を遂行するものとする。なお、活動を行う上で必要となる装備や設備は、機動分団と機動部においては市が計画的に配備を行う。その他の分団や部においては、市が装備や設備に係る費用の一部を助成する。

- 1 災害防除活動（土のうの手配、土のう積みなど）
- 2 地域の情報収集
- 3 市や自主防災組織との情報連携
- 4 避難誘導
- 5 交通規制にかかる誘導
- 6 避難情報の伝達
- 7 救出・救助活動
- 8 平常時の応急手当の普及指導
- 9 警戒活動
- 10 広報活動 など

第3款 育成強化対策

消防団活動を担う消防団員数の減少は全国的な傾向であり、消防団組織における最大の課題である。市は消防団員を確保するため、広報紙やパンフレットで消防団の意義や存在価値を周知し、団員加入を促進するとともに、活動支援策や近隣団体との協力体制強化、NPOや事業者との連携等について検討を進める。また、消防団機能のさらなる強化を図るため、次の支援を実施する。

- 1 災害を想定した実践的な訓練への支援
- 2 円滑な消防団活動を行うための資機材の充実と車両の更新
- 3 効果的な活動を行うための常備消防、自主防災組織との連携
- 4 効率的な消防団活動を行うための組織再編
- 5 他の消防団との連携体制の構築
- 6 団員に必要な資格や技能の取得に対する実践的な教育訓練の実施
- 7 青年層や女性層の消防団員の確保に向けた加入促進活動・環境整備

第4節 企業との連携

災害が大規模であるほど、地域や企業の組織化された集団による防災活動の重要性が高まる。本節では、企業が果たす減災への取組について定める。

第1款 企業が果たすべき役割

- 1 平常時の対策
 - (1) 事業継続計画（BCP）の作成
 - (2) 防災計画の作成
 - (3) 自衛防災組織の育成
 - (4) 防災訓練の実施
 - (5) 地域の防災訓練への参加
 - (6) 防災体制の整備
 - (7) 復旧計画の作成
 - (8) 物資の備蓄（最低3日分、推奨1週間程度）
 - (9) 各計画の点検・見直し
 - (10) テレワークや時差出勤、計画的休業等の災害時の従業員の不要不急の外出を抑制するための環境整備 等
- 2 災害時の役割
 - (1) 従業員、顧客、入所者等の安全確保
 - (2) 経済活動の維持
 - (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献
 - (4) 一時避難所として施設の提供

第2款 事業所の自衛防災組織

- 1 対象施設
 - (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、旅館、学校、病院、老人福祉施設等）
 - (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
 - (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
 - (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等
- 2 自衛防災計画の作成
 - (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
 - (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
 - (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護
- 3 自衛防災組織の活動
 - (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
 - (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第3款 市の役割

- 1 自衛防災組織の育成指導
- 2 事業継続計画や防災計画の作成支援
- 3 地域の防災訓練等への参加促進
- 4 防災に関するアドバイス

第5節 通勤・通学・帰宅困難者対策の推進

大地震により交通機能が停止した場合、速やかに自宅に帰ることができない者が発生するおそれがあるため、通勤・通学・帰宅困難者対策について定める。

第1款 通勤・通学・帰宅困難者等への支援

- 1 通勤・通学、帰宅途中その他外出先で救援が必要になった者に対して、避難所への収容や一時滞在施設の提供等、適切な対応を図る。また、滞在場所等の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮する。

- 2 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。
- 3 要配慮者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて通勤・通学及び帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

第2款 普及啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の中での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービスの活用などについて、広報啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備にも努める。

第5章 大規模事故等の災害予防対策

本章では、これまでに示した予防対策のほか、起こりうる雪害や大規模事故などを想定し、その被害の軽減に必要な予防対策について定める。なお、本章に定めのない事項は、前章までの定めによるものとする。

第1節 雪害の予防対策

市北部に位置する旧波賀町と旧千種町は、豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による豪雪地帯に指定されている。同法による豪雪地帯の位置付けは「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」とされる。市北部では集落が山間部に点在する地域が多く、旧波賀町と旧千種町には県が定義する「雪崩危険箇所」が142か所（県砂防課所管139、県治山課所管3、令和6年3月31日時点）存在する。

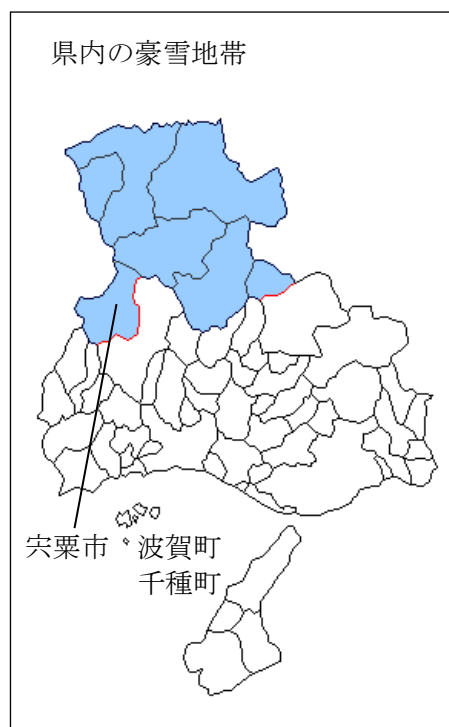
雪崩危険箇所（県治山課所管分 令和6年3月31日時点）

箇所番号	箇所名	位置	延長	斜面方角
524-な-2	三久安	引原三久安	100m	南西
524-な-3	大曲り	日ノ原大曲り	50m	北東
524-な-4	畑ヶ谷	道谷畑ヶ谷	150m	北西

※県砂防課が所管する雪崩危険箇所139か所は、資料編に掲載する。

市は、雪崩の被害を軽減させるための予防工と、雪崩を減勢するための防護工による総合的な対策の実施を県に要望するものとする。

雪害による被害は、雪崩をはじめ積雪による交通障害や家屋の除雪作業事故、融雪水害などが想定される。市はこれらの被害に対する警戒避難体制の整備に努めるとともに、国土交通省や県と連携し、管轄を越えた効率的な除雪作業を実施するものとする。なお、雪害が発生した場合の応急対策は、第5編の大規模事故等応急対策計画に定める。



想定される雪害

- (1) 雪崩
- (2) 交通障害
- (3) 除雪作業事故
- (4) 融雪水害

1 車両滞留対策

市は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

2 警報等の伝達

市は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であること、雪道を運転する場合の心がけ（スタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内に飲食物や毛布等の備え）について、周知に努める。

3 ボランティア等との協働・雪害に係る防災知識の普及

市は、地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに、ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講ずる。

なお、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性に対応策を住民に示し、注意喚起に努める。

特に、豪雪地帯においては、既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及、克雪に係る技術の開発・普及の促進を図る。

4 宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱

市は、単独で雪下ろしを実施することが困難な高齢者世帯等に対し、雪下ろし及びそれに伴う排雪に要した費用の一部を補助するために「宍粟市高齢者世帯等屋根の雪下ろし補助金交付要綱」を創設している。

第2節 大規模火災の予防対策

火災は住宅の密集化、建築物の高層化などにより、大規模化する可能性が増している。本節では、火災の延焼を最小限に抑制し、火災による死傷者を減らすために必要な予防対策を定めるものとする。

第1款 火災に強いまちづくり

市は火災の延焼を防ぐための道路などの構造物を計画的に配置するとともに、住宅密集地には火の手から身を守るための広場や公園などの広域避難場所の整備を進めるものとする。

災害時の火災に対応する総合的な消防計画を策定する。また、消防署等が災害時の応急対策拠点となることを考慮し、庁舎の強度の向上を図る。

第2款 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

西はりま消防組合宍粟消防署は、多数が出入りする事業所について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するものとする。また、事業者は当該建築物に設置した消防用設備等について、災害時にその機能を発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。なお、一般住宅においては、消火器や住宅用火災警報器の設置を促進する。

2 建築物の防火管理体制

西はりま消防組合宍粟消防署は火災等の被害を最小限に抑制するため、消防法第8条の規定による防火管理者の選任について指導し、防火管理体制の整備に努めるものとする。また、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導など、防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制が機能するよう充実化を図るとともに、防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練の実施を徹底させる。

建築物の新築等に当たっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

3 建築物の安全対策の推進

西はりま消防組合宍粟消防署は旅館や大規模店舗など、不特定多数の者を収容する施設（防火対象物定期点検報告制度の対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行うものとする。また、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。消防用設備等の未設置等の防火安全上の消防法令違反に対しては、是正指導を行うなど、危険な対象物の一掃を図る。

第3款 消防施設等の整備強化

市は消防施設や消防設備、消防水利等について、大規模地震や同時多発火災など多様な災害への対応も想定し、消防力の整備指針と消防水利の基準を満たすよう整備に努めるものとする。本市の消防力は、先の基準をおおむね満たしているが、機能の低下した施設の更新を進める必要がある。また、新機材等についても計画的に導入し、消防力の向上を図るものとする。整備事業の実施に当たっては、消防施設強化促進法及び消防施設整備費補助金交付要綱に基づく消防施設整備補助事業及び防災まちづくり事業等を活用することで、国の財政措置を受けるものとする。また、水道設備等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の利用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めるものとする。

第4款 火災予防対策

市は火災の発生を未然に防ぐために、次の対策を実施する。

1 一般火災予防対策

(1) 市と西はりま消防組合宍粟消防署が行う消防予防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を図る。また、大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーの普及に努める。

(2) 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、出火の予防に努めさせる。毎年全国一斉に実施される春秋火災予防運動に市内一円で広報活動を行うとともに、平常時においても広報活動に努める。また、消防団においては、平常時から防火パトロールや広報活動に努めるものとする。

(3) 防火管理者、消防設備士、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者を養成、指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防体制の確立

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期、林野火災警報時における警戒体制、林野火災に対処する組織の強化を図る。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因については、大部分が失火であることから出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視を実施する。

(3) 装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を促進する。

第3節 危険物等の事故の予防対策

本節では、消防法の別表第1に定めのある危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を抑制するため、各取扱い事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

第1款 危険物の保安対策

県及び西はりま消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。

1 危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

2 監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

3 消防体制の強化

県及び西はりま消防組合は、各事業ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

4 防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第2款 火薬類の保安対策

県及び西はりま消防組合は、火薬類を使用する事業所等において、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

1 警戒体制の整備

台風の接近等により、作業の実施が危惧されるとき又は火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。

2 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令、雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。

3 警戒措置の実施

(1) 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ及び落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査することとする。

(2) 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施することとする。

4 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うこととする。

5 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにすることとする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立することとする。

6 保安教育の実施

県、警察及び関係団体は、火薬類に関する各種講演会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。事業者は、従業員に対し定期的かつ施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図ることとする。なお、主な教育項目は次のとおりとする。

- (1) 関係法令
- (2) 火薬類に関する性質、保安管理技術
- (3) 地震に関する知識
- (4) 災害時における応急対策及び避難方法

7 防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めることとする。なお、主な訓練項目は次のとおりとする。

- (1) 緊急通信・通報・伝達訓練
- (2) 非常招集動員訓練
- (3) 救助・避難訓練
- (4) 応急措置実施訓練
- (5) 消火訓練
- (6) 広報訓練

8 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

第3款 毒物・劇物の保安対策

県その他の関係機関は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱い責任者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、毒物劇物によって住民の保健衛生上に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに龍野健康福祉事務所、宍粟警察署、西はりま消防組合に届け出るよう指導する。

市は住民に対しては、毒物劇物の取扱い及び保存に関する知識の普及を図り、誤って災害を引き起こさないように努める。

第4款 ガスの保安対策

県及び西はりま消防組合は、高圧ガスやL Pガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス関係事業所、L Pガス製造・販売事業者及びL Pガス消費者に対し、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進・防災訓練等により防災体制の確立に努めるよう指導する。

1 事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立することとする。

2 防災資機材の整備

県及び西はりま消防組合は、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、事業者が整備した防災資機材の種類や数量の把握に努める。また、その防災資機材の管理について指導を行う。事業者は防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努めることとする。また、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、外部から資機材を調達できる体制を整備することとする。

第4節 道路災害の予防対策

本節では、第5編に定める道路災害の応急対策が迅速かつ円滑に展開できるよう平時に備えるべき事項を定める。

第1款 道路交通における安全のための情報伝達体制の整備

1 道路管理者の体制整備

道路管理者は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図る。

道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2 西はりま消防組合宍粟消防署の体制整備

西はりま消防組合宍粟消防署は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際に必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努める。また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図る。なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図る。

3 市の体制整備

市は、県が実施する「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を、県と連携し推進する。

第2款 雑踏事故の予防

雑踏は、不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展するおそれがあるなどの特殊性を有していることに配慮する。

1 行事等の主催者等の留意事項

(1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定める。

- ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、宍粟警察署との連絡体制
- ② 西はりま消防組合宍粟消防署への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに西はりま消防組合宍粟消防署及び災害拠点病院（災害医療コーディネーター）等の公立宍粟総合病院と連携した救急・救護体制
- ③ 事故発生時に負傷者を受入れる医療機関の確保など市医師会及び医療機関との協力体制
- ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関の一覧及び連絡先

- (2) 行事等の主催者等は、行事等の開催等に当たり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防機関、警察署、市医師会、医療機関等と連絡調整を行う。
- (3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防機関、警察署、医療関係機関等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期す。
- (4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、地区医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受ける。
- (5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかける。

2 西はりま消防組合火栗消防署の体制の整備

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保する。特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請する。また、行事等が市の境界付近において開催される場合には、隣接消防機関との連携に十分配慮する。
- (2) 市医師会、医療機関（とくに災害拠点病院）との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関の救急体制を確認し、多数の負傷者等が発生した場合に、災害救急医療情報システムを活用し、医師の派遣の要請及び隣接地域等を含めた搬送先の医療機関の確保を的確に行うことができるようにする。
- (3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努める。

第5節 原子力事故の予防対策

本節では、第5編に定める原子力事故の応急対策が迅速かつ円滑に展開できるよう平時に備えるべき事項を定める。

第1款 原子力災害等に関する法令

1 原子力関係の国内法体系

原子力基本法（昭和30年法律第186号）は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」ことを目的に制定された。この原子力基本法を柱に、原子力関係法が次の8分野で整備されている。

- (1) 組織に関するもの
 - ① 原子力委員会設置法（昭和30年法律第188号）
 - ② 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）
 - ③ 各省庁設置法
 - ④ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）
 - ⑤ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第55号）
- (2) 放射線障害の防止等に関するもの
 - ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
 - ② 電気事業法（昭和39年法律第170号）
 - ③ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）－原子力船特殊規則
 - ④ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
 - ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）
 - ⑥ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）－放射性医薬品製造規則
- (3) 従業員の放射線被ばくの防止に関するもの

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）－電離放射線障害防止規則
- ② 船員法（昭和22年法律第100号）
- ③ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）－人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）
- （4）放射性物質の輸送に関するもの
 - ① 航空法（昭和27年法律第231号）
 - ② 船舶安全法（昭和8年法律第11号）
 - ③ 港則法（昭和23年法律第174号）
 - ④ 郵便法（昭和22年法律第165号）
 - ⑤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
 - ⑥ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）
- （5）災害対策及び原子力損害の賠償に関するもの
 - ① 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
 - ② 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
 - ③ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）
 - ④ 原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和36年法律第148号）
- （6）電源開発に関するもの
 - ① 発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）
 - ② 電源開発促進税法（昭和49年法律第79号）
- （7）輸出入に関するもの
 - 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）
- （8）計量に関するもの
 - 計量法（平成4年法律第51号）
 - （注1）主要なものだけを掲げた。
 - （注2）「新版原子力ハンドブック」（1994年、浅田忠一他監修、オーム社）をもとに加筆、修正

これらの法律のうち、対策に関係する特に重要な法律は、原子炉などの設置、運転等を規制する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法・昭和32年法律第166号）」、放射性同位元素の取扱いを規制する「放射性同位元素等の規制に関する法律（放射線同位元素等規制法・昭和32年法律第167号）」、原子力災害に対する対策の強化を図る「原子力災害対策特別措置法（原災法・平成11年法律第156号）」である。

2 法令等に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子力事業者は原子炉等規制法に基づき保安規定の作成が、放射性物質取扱い事業者は放射線障害防止法に基づく予防規定の作成が義務づけられている。また、各事業所の特殊性を考慮して、事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための管理上の基準が設けられている。さらに原子力事業者には、原災法に基づく次の予防対策が義務づけられている。

- （1）原子力事業者防災業務計画の策定（第7条第1項）
- （2）原子力防災組織の設置（第8条第1項）
- （3）原子力防災管理者の選任（第9条第1項）
- （4）通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表（第11条第1項及び第7号）
- （5）放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材、又は機材の備付け（第11条第2項）

なお、県市は法令に特別の定めはないが、対象原子力災害等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、第5編の応急対策計画に定める対策を実施できるよう適切な予防対策を講じておく必要がある。

第2款 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時におけるモニタリング（空間放射線の測定、環境試料中の放射能の測定）体制の整備について定める。

1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行することとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

2 放射性同位元素取扱い事業者の措置

放射性同位元素取扱い事業者、又は放射性同位元素取扱い事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱い事業者等」という。）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備することとする。（放射線障害防止法第20条、第33条）

2 県市の措置

（1）モニタリングによる監視の実施等

① 平常時のモニタリング

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施することとする。

また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視する。

環境放射能水準調査実施計画

空間放射線量率	通年連続
降下物	年12回
大気浮遊じん	年4回
水道水、土壌、精米、野菜類、牛乳、魚類	年1回

市は重大な県外原子力災害等事案が発生した場合に備え、市役所庁舎（市域南部）及び波賀市民協働センター（市域北部）において、人への影響を加味した平常時の空間放射線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を測定し、データを収集するとともにホームページ等で公表する。

② 緊急時のモニタリングの強化

県は、原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を行う。

（2）体制の整備

① 機器等の整備・維持

県は、平常時・緊急時のモニタリングを行うため、国に対して高線量も測定可能なモニタリングポストの増設を求めるとともに、環境放射線のモニタリングに必要な機器等の整備・維持に努める。

モニタリングポストの設置場所

施設名	所在地	施設名	所在地
県立工業技術センター	神戸市須磨区	豊岡総合庁舎	豊岡市
尼崎総合庁舎	尼崎市	柏原総合庁舎	丹波市
姫路総合庁舎	姫路市	洲本総合庁舎	洲本市

② モニタリングポストの測定結果の公表

県は、常時、モニタリングポストの測定結果を国へ送信し、国が各都道府県の状況をホームページにおいて公表する。

③ 複合災害への備え

地震、台風等の複合災害が生じた場合、その影響によりモニタリングポストからの情報が入手できなくなるおそれがあることから、県は、万一モニタリングポストが稼働しない

場合に備え、サーベイメーター等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。

④ 食品の放射性物質簡易検査体制の整備

県は、上記放射能水準調査により実施する項目以外の食品の放射性物質による汚染を検査するため、各健康福祉事務所及び県立健康科学研究所に簡易測定機器（ベクレルモニター）を整備する。

⑤ 飲料水の検査体制の整備

県、市、水道事業者、水道用水供給事業者は、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

⑥ 関係機関との協力体制の整備

市は、県と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

県は播磨科学公園都市に所在する(財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(社)兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間で、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努める。

第3款 救援・救護活動体制の整備

対象原子力災害等に係る救援、救護活動体制の整備について定める。

1 消防活動体制の整備

(1) 西はりま消防組合は、放射性物質取扱施設の立地や高速道路の状況等もふまえ、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住民等に伝達できるよう、次に掲げる消防活動体制の整備に努める。

① 放射線計測資機材、放射線防護資機材、汚染検査、避難退域時検査の整備

② 放射線に関する職員研修と職員訓練の実施（放射線計測、放射線防護、除染、放射線による影響など）

③ 事業所等の把握

(2) 県は西はりま消防組合が実施する消防活動体制の整備について、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行う。

西はりま消防組合における防護資機材等整備状況

防護服		呼吸保護具		測定機器								
				個人被ばく線量計				環境放射線測定器				
放射能防護服	その他	酸素呼吸器	空気呼吸器	フィルムバッジ	ポケット線量計	熱ルミネセンス線量計	その他	空間線量計（電離箱式）	空間線量計（GM計数管式）	シンチレーション式	表面汚染検査計（GM計数管式）	その他
0	0	0	0	0	36個	0	0	1個	8個	0	5個	0

2 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被ばくを低減する効果に限定され、服用のタイミングによっては効果が大きく異なる一方、副作用※1が発生する可能性がある。

UPZ※2外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県及び市において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

なお、国は、UPZ内外において、安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施している。また、関西広域連合においても「安定ヨウ素剤貸与に関する覚書」に基づき、関西電力と貸与可能な数量を調整し、安定ヨウ素剤の確保を行っている。災害発生時、原子力規制委員会

が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。

※１：ヨウ素過敏症：発熱、関節痛、浮腫、蕁麻疹様皮疹が生じ、重篤になるとショックに陥るおそれ。甲状腺機能異常症：ヨウ素剤を含む製剤の服用により症状悪化のおそれ。

※２：UPZ：予防的防護措置を準備する区域。急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、EAL（緊急時活動レベル）に応じて、即時避難を実施する等、通常の運転及び停止中の放射性物質の放出量とは異なる水準で放射性物質が放出される前の段階から予防的に防護措置を準備する区域

3 放射性物質による健康被害への対応

放射性物質運搬中の事故等が発生した場合や放射性物質による汚染の可能性がある場合、その場所について、GM管式サーベイメーターを用いて放射性物質の環境測定を行う。バックグラウンドとは明らかに異なる放射性物質の存在を確認した場合は、測定値を記録し、その場所をできるだけ早く離れて、専門機関(放射線医学研究所等)に報告する。この場合、汚染核種が分かっている場合は併せて報告する。専門機関に相談の上、一時的な立入制限区域を設けた上で今後の対応を専門機関に相談する。

なお、健康被害が発生している可能性がある場合は、GM管式サーベイメーターで対外測定を行った上、体表面の汚染物質を取り除き、津山中央病院等(初期被ばく医療機関)に搬送し医師の指示を受ける。

4 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

県市及び医療関係機関は、放射線の基礎知識や放射線防護、除染、放射線障害、被ばく患者の取扱いなど、専門的な知識や技術を取得できるよう医療従事者等の研修への参加を促すものとする。

職員研修実施機関（１・２関係）

実施機関	研修内容
独立行政法人放射線医学総合研究所	放射線防護課程 放射線看護課程 医学物理コース 画像診断セミナー NIRS放射線事故初動セミナー NIRS被ばく医療セミナー
独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成センター	放射線基礎課程 放射線安全管理コース 放射線防護基礎コース 原子力一般（原子力防災従事者向け） など
財団法人日本原子力文化振興財団	自治体講師派遣制度 原子力研修講座 など

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

県市は次の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努めることとする。

① 放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）

府県	病院名	住所	電話
千葉県	放射線医学研究所	千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189（緊急被ばく医療ダイヤル24H対応）

② 緊急被ばく医療施設

(ア) 初期被ばく医療機関

被ばく患者に対する初期診療(救急診療(創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、汚染・被ばく患者の救急診療・放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対する安定ヨウ素

剤の投与を含む初期治療・汚染創傷に対する処置(除染を含む))を行う医療機関

(イ) 二次被ばく医療機関

初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療(局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療開始・内部被ばくの可能性がある者の診療・合併症の根本的な治療)ができる医療機関

(ウ) 放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な除染、線量評価、診療を提供できる医療機関

緊急被ばく医療施設一覧(近畿圏付近を抜粋)

府県	種別	病院名	住所	電話
石川県	二次	石川県立中央病院	金沢市鞍月東2-1	076-237-8211(代)
		金沢大学附属病院	金沢市宝町13-1	076-265-2000(代)
		国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町1-1	076-262-4161
福井県	初期	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770-25-1600
		市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	0770-22-3611
福井県	初期	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	0770-52-0990(代)
		社会保険高浜病院	大飯郡高浜町宮崎87-14-2	0770-72-0880(代)
	初期支援	福井赤十字病院	福井市月見2-4-1	0776-35-3630(代)
		福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111(代)
		福井県社会保険病院	勝山市長山町2-6-21	0779-88-0350(代)
		公立丹南病院	鯖江市三六町1-2-31	0778-51-2260
	二次	福井県立病院	福井市四ツ井2-8-1	0776-54-5151
	二次支援	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	0776-61-3111
京都府	初期	国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永2410	0773-62-2680
		舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷427	0773-75-4175(代)
		舞鶴共済病院	舞鶴市字浜1035	0773-62-2510
		綾部市立病院	綾部市青野町大塚20-1	0773-43-0123
		京都府立与謝の海病院	与謝郡与謝野町字男山481	0772-46-3371(代)
	二次	国立病院機構京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161
大阪府	初期	府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北2-24	072-464-9911(代)
		府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田3-4-13	06-6785-6166(代)
	二次	国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂2-1-14	06-6942-1331(代)
岡山県	初期	津山中央病院	津山市川崎1756	0868-21-8111(代)
	二次	国立病院機構岡山医療センター	岡山市田益1711-1	086-294-9911
島根県	初期	松江赤十字病院	松江市母衣町200	0852-24-2111(代)
	二次	松江市立病院	松江市乃白町32-1	0852-60-8000(代)
		島根県立中央病院	出雲市姫原4-1-1	0853-22-5111(代)
	二次支援	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	0853-23-2111(代)
愛媛県	初期	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平1耕地638	0894-22-3211
		四国電力(株)伊方健康管理室	西宇和郡伊方町九町コチワキ3-40-3	0894-39-0221(代)
	二次	愛媛県立中央病院	松山市春日町83	089-947-1111(代)
		愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-964-5111(代)
		松山赤十字病院	松山市文京町1	089-924-1111

放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

府県	病院名	住所	電話
千葉県	独立行政法人 放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189(緊急被ばく医療ダイヤル24H対応)
広島県	財団法人 放射線影響研究所 広島研究所	広島市南区比治山公園5-2	082-261-3131(代)

第4款 住民等への広報体制の整備

市は、県と連携し、住民等に提供すべき情報の項目について整理する。なお、あらかじめ文例を用意しておくことが望ましい。

情報提供項目

1	原子力施設の状況(緊急事態区分)
2	放射性物質の放出状況
3	県内の放射線量の変化
4	とるべき防護措置の内容

屋内退避の注意喚起に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇原子力施設において放射性物質が周辺の地域に放出される事故が発生しました。
現在のところ、県内においては大気中の放射線量に変化はありません。
今後、原子力施設の状況や風向きによっては、屋内退避が必要となる場合がありますので、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報にご注意ください。

避難指示に係る広報文例

〇〇時〇〇分頃、〇〇道路〇〇付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。
今後、この地域では放射性物質による汚染が予想されますので、〇〇地区の住民は直ちに屋内に退避(コンクリート屋内へ退避、〇〇地区へ避難)してください。

住民等へ情報を伝達する際は、日本語があまり理解できない外国人等へ配慮し、やさしい日本語の活用も図る。

やさしい日本語を活用した避難指示に係る広報文例

ここは危ないです。建物の中に入ってください。

第5款 原子力防災に関する知識の普及啓発

1 普及啓発の実施

下表に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

知識の普及啓発の活動に必要な場合は、国、指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究機構)、原子力事業者等に協力を求める。

普及啓発の内容

1	放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
2	原子力災害とその特殊性に関すること
3	県、市町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること
4	緊急時に県民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

2 専門的情報の提供

市は、原子力災害時に住民等が伝達情報を理解するための助けとなるよう、あらかじめ住民等が知りたい情報を得られるサイトを整理し、ホームページ等に掲載するよう努める。

原子力又は放射線に関するホームページ

種別	機関	アドレス等	二次元 バーコード
放射性物質や放射線に関する情報	国立研究開発法人 量子科学技術研究 開発機構 量子医 学・医療部門	トップページ https://www.qst.go.jp/ 放射線の知識と教養 https://www.nirs.qst.go.jp/publication/movie/mp4-knowledge_education/index.html 放射線被ばくのQ&A https://www.qst.go.jp/site/nirs/39506.html	トップページ  放射線の知識と教養  放射線被爆のQ&A 
放射線による健康影響等に関する情報	環境省	放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 https://www.env.go.jp/chemi/rhm/r4kisoshiryo.html	
原子力防災に関する情報	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構	原子力防災情報 https://www.jaea.go.jp/04/shien/research2_j.html	
放射線モニタリングに関する情報	原子力規制委員会	放射線モニタリング情報 https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/	

第6章 大規模広域災害時の受入対策

本章では、県内外において起こりうる大規模広域災害を想定し、市外の避難者の受入れについて定める。

第1節 避難対策

市は、指定避難所の中から広域一時滞在の用にも供することについて他の市町村からの被災住民を受入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなり得ることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

播磨地域広域避難計画

播磨地域22市町で構成する播磨広域連携協議会が作成する「播磨地域広域避難計画」に基づき、大規模広域災害時に相互に被災住民の受入れができる体制を構築する。

播磨地域広域避難計画における市内の受入施設

番号	避難所名	所在地	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域
1	県立山崎高等学校	山崎町加生 340	—	該当

第2節 組織体制

市は、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策(市外における応援活動を含む。)を行うために必要があれば、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する対応を行う。

第3節 原子力災害時の受入れ

市は、福井県に立地する原子力施設で事故等が発生した場合、関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、避難者を受入れる。市では、京都府綾部市からの避難者の受入れを想定している。

1 情報連絡体制の整備

(1) 避難元府県・市町との情報の交換

市は、県外からの避難者の受入れを迅速かつ円滑に行うことができるよう、京都府及び綾部市と連絡先を交換する。

(2) 避難者情報の共有

市は、随時、綾部市から、綾部市の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

情報の例

幼稚園・保育園・こども園の園児数、学校の児童・生徒数、重点区域内の人口及び在宅の避難行動要支援者数、避難経路、避難手段等
--

2 広域避難の受入体制の整備

(1) 組織体制の整備

市は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

(2) 避難所の指定

原子力災害時における対象地区ごとの受入施設は下表のとおりである。

原子力災害時の受入施設と対象地区（令和7年4月1日）

番号	避難所名	所在地	収容人数	浸水想定深(m)	土砂災害警戒区域	対象地区 (京都府綾部市)
1	宍粟防災センター	山崎町鹿沢 65-3	100	—	—	志賀郷志賀郷
2	宍粟市立山崎小学校	山崎町鹿沢 82	200	0.5～3.0	—	志賀郷志賀郷・篠田
3	生涯学習センター学遊館	山崎町東下野 18	100	0.5 未満	該当	志賀郷仁和
4	宍粟市立はりま一宮小学校	一宮町東市場 788	200	0.5～3.0	—	物部白道路
5	宍粟市立一宮南中学校	一宮町東市場 834	200	0.5～3.0	—	志賀郷向田・内久井
6	スポニックパーク一宮	一宮町東市場 1090-3	200	—	—	志賀郷西方
7	波賀B&G海洋センター	波賀町有賀 29-1	100	5.0～10.0	該当	志賀郷別所・志賀
8	宍粟市立千種小学校	千種町千草 29	200	0.5～3.0	—	志賀郷坊口・金河内

(3) 車両一時保管場所の選定

市は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

(4) 必要物資の把握、配布手順の確認

市は、綾部市からの情報をふまえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。

また、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。